

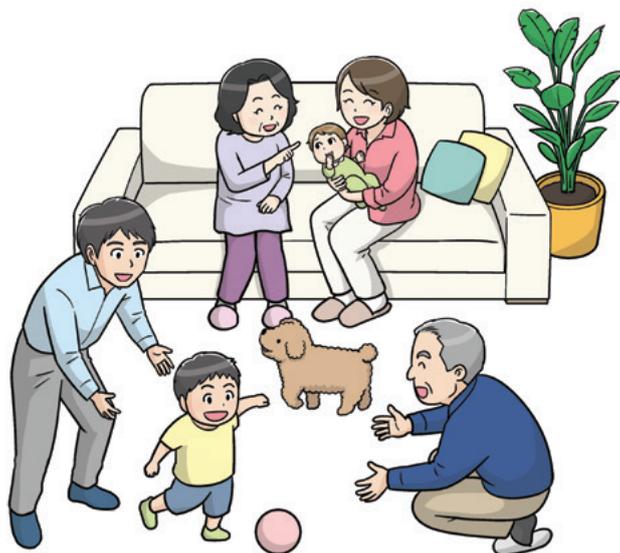
住宅リフォーム ガイドブック

リフォームの進め方・ポイント・アイデアなどをご紹介します。
💡 **お得な制度** を利用して、ステキなリフォームを！



リフォームで 健康・快適な暮らし!

コロナ禍をきっかけとして生まれた「新しい生活スタイル」によって、家の役割はいっそう大きくなりました。家族が健康で快適に過ごせる住まい、リフォームで実現させましょう。本誌では、リフォームのポイントやヒント、困ったときの相談先、お得な制度などのお役立ち情報をご紹介します。満足のいくリフォームを実現するためにぜひご活用ください。



目次

PART 1 リフォームの進め方とポイント

P.3 ~

▶リフォームの進め方を知りたい方に

リフォームの進め方とポイント
マンガ

4
5

PART 2 リフォームで何ができる?

P.15 ~

▶リフォームのアイデアやヒント、実例を知りたい方に

- ①メンテナンス 水まわり/外まわり 16
- ②ライフスタイルに合わせる 清潔空間/ワークスペース設置/二世帯住宅/空き部屋活用/
減築/住み継ぎリフォーム 18
- ③住まいの性能向上 省エネ/耐震/バリアフリー/長期優良住宅化リフォーム 22
- ④マンションリフォーム 30

知っておきたいリフォーム知識

P.32

既存住宅を購入してリフォームする際のポイント/リフォームの際は石綿(アスベスト)対策を!

32

PART 3 住宅リフォームの支援制度 知ってお得な制度!

P.33 ~

▶リフォームの支援制度について知りたい方に

- I. 減税制度 所得税の控除/固定資産税の減額/贈与税の非課税措置/不動産取得税の軽減措置など 34
- II. 補助制度 44
- III. 融資制度 47

各支援制度等に関するお問い合わせ窓口一覧

裏表紙

▶支援制度等について相談したい方に

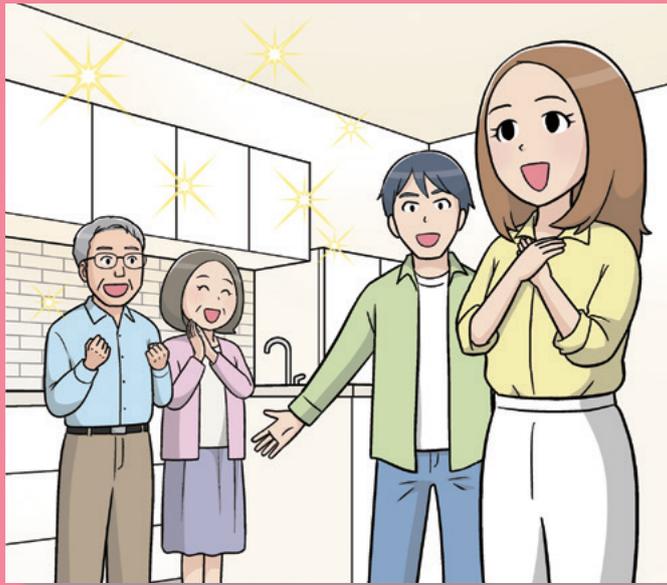
【PART 1】

\\ マンガでわかる //

リフォームの 進め方とポイント

リフォームで自分たちの夢を形にするには
どのように進めていけばよいのでしょうか。

失敗のないリフォームにするための
進め方や注意点、ポイント等をマンガで解説します。



ポイント

- リフォームを検討・実施する際に役立つ、全体の流れとポイントをマンガでご紹介しています。
- 実際にリフォームを進めていくにあたって知っておきたい大切な情報をご紹介します。
- リフォームの進め方とポイントを表(P.4)にまとめています。
リフォームを行う際にチェックリストとしてもご利用いただけます。

リフォームの 進め方とポイント

リフォームの進め方をご紹介します。準備から見積り依頼、工事、さらに工事後も含めた流れに沿ってポイントを押さえ、安心して満足のいくリフォームを実現しましょう。困ったとき、迷ったときには下記の相談先等をご活用ください。

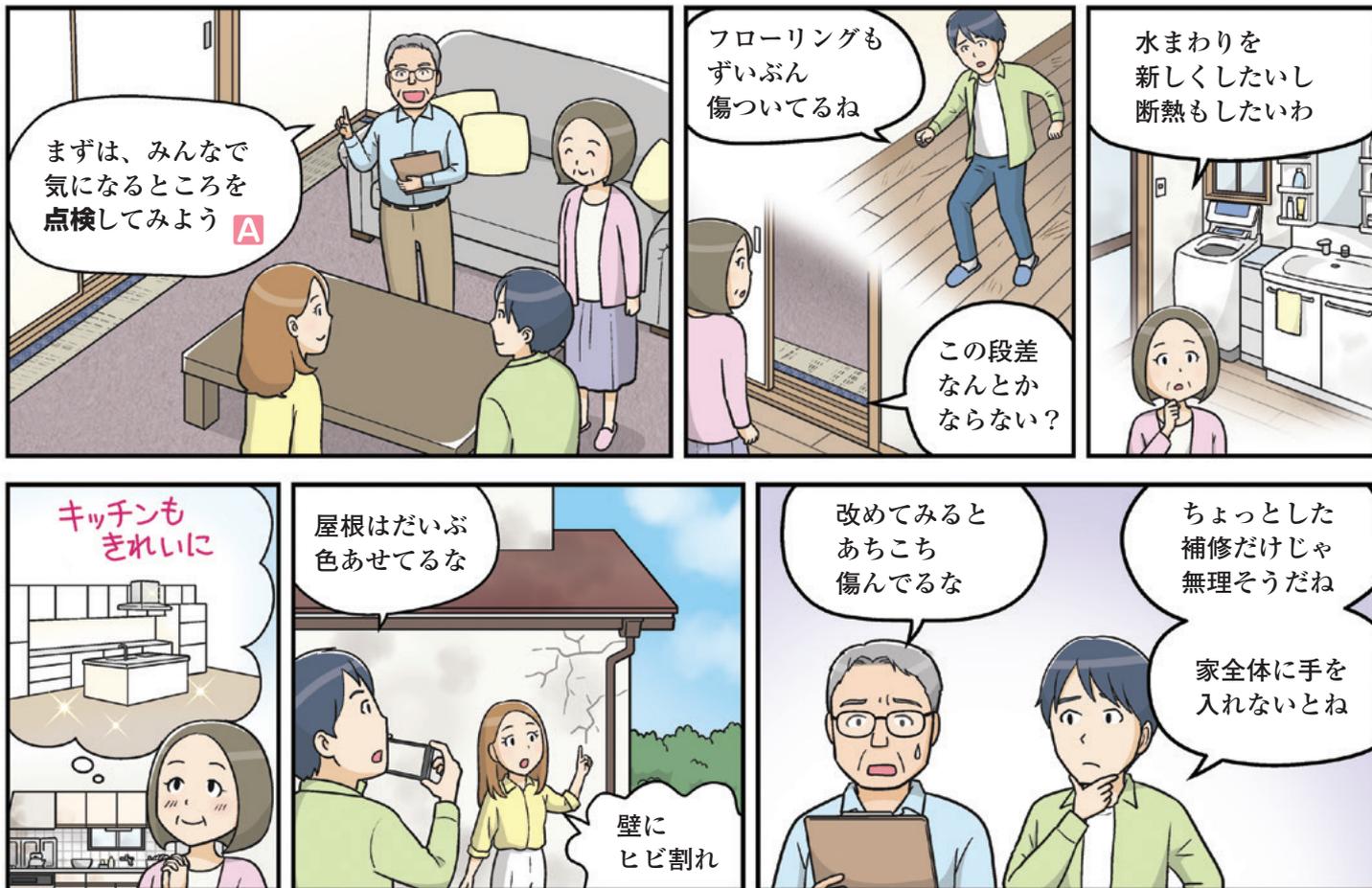
〈流れ〉	〈ポイント〉	〈相談先等〉
1 事前の準備 START	<input type="checkbox"/> 要望を洗い出す <input type="checkbox"/> 老朽箇所や不具合点を洗い出す <input type="checkbox"/> 目的と優先順位を決める <input type="checkbox"/> 情報収集(戸建・マンションで異なることがある) <input type="checkbox"/> 予算の目安をつける <input type="checkbox"/> 支援制度利用の検討(補助金・減税・融資)	<input checked="" type="checkbox"/> 住まいるダイヤル (▶P.10、P.11、裏表紙) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体の住宅リフォーム補助制度等(▶P.46、裏表紙)
2 見積りの依頼	<input type="checkbox"/> インспекション(建物状況調査) <input type="checkbox"/> 複数の業者に依頼 <input type="checkbox"/> 支払い可能限度額を確認 <input type="checkbox"/> リフォーム瑕疵保険利用の検討	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅リフォーム事業者団体登録制度(▶P.7、裏表紙) <input checked="" type="checkbox"/> 住まいるダイヤル <input checked="" type="checkbox"/> リフォーム瑕疵保険(▶P.12、裏表紙)
3 依頼先を決める	<input type="checkbox"/> リフォーム提案と見積書の比較検討 <input type="checkbox"/> 不明な点を確認 <input type="checkbox"/> 総合的に判断する <input type="checkbox"/> リフォーム瑕疵保険利用の手続き	<input checked="" type="checkbox"/> 住まいるダイヤル <input checked="" type="checkbox"/> リフォーム瑕疵保険
4 工事内容の詳細を決める	<input type="checkbox"/> 家具や家電の配置を検討 <input type="checkbox"/> ショールームで実物を確認 <input type="checkbox"/> 見積りの調整と資金計画 <input type="checkbox"/> 支援制度利用の確認・手続き <input type="checkbox"/> 工事前のチェックポイントの確認	<input checked="" type="checkbox"/> 住まいるダイヤル <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体の住宅リフォーム補助制度等
5 契約する	<input type="checkbox"/> 必要な契約書類と内容を確認 <input type="checkbox"/> 契約書を取り交わす	<input checked="" type="checkbox"/> 住まいるダイヤル <input checked="" type="checkbox"/> 住宅リフォーム工事標準契約関連書式集(▶P.13)
6 工事	<input type="checkbox"/> 工事中のチェックポイントの確認 <input type="checkbox"/> 現場責任者と定期的に打ち合わせ <input type="checkbox"/> 追加や変更があるときは書面に残す	<input checked="" type="checkbox"/> 住まいるダイヤル
7 引渡し・メンテナンス GOAL	<input type="checkbox"/> 支援制度等の手続き <input type="checkbox"/> 竣工検査をする <input type="checkbox"/> 契約書・図面・保証書を保管 <input type="checkbox"/> アフターメンテナンスの確認	<input checked="" type="checkbox"/> 住まいるダイヤル <input checked="" type="checkbox"/> 住宅履歴情報(いえかるて)(▶P.14)
8 トラブルになったら		<input checked="" type="checkbox"/> 住まいるダイヤル <input checked="" type="checkbox"/> 消費生活センター(▶P.11、裏表紙) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体リフォーム相談窓口※(▶P.11、裏表紙)

※地方公共団体の相談窓口においても各種相談に対応しています。

わが家をリフォームするぞ！



家の自己点検



A ふだんから自分たちで行う点検が大切

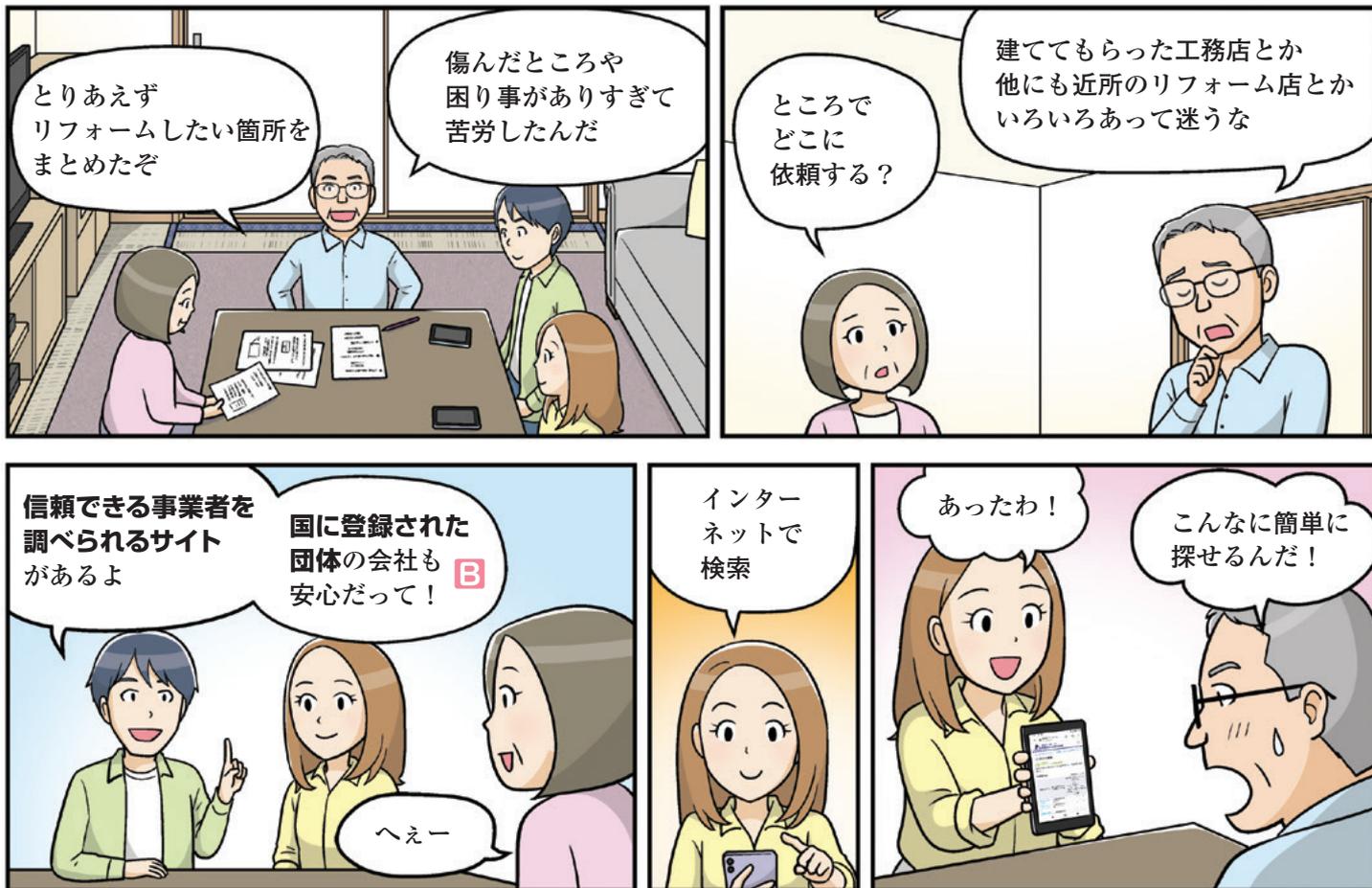
住まいの性能や快適性を保つためには、ふだんから点検と手入れが大切です。専門業者に定期点検を依頼するのと併せて、わが家の「日常点検」を行っていきましょう。

住まい手自身で定期的にチェックしたい箇所例（戸建て住宅）

部位	項目	ポイント
外部	屋根	屋根材の傷・ひび割れや、ずれ・脱落等はないか
	外壁	塗装の剥がれ、外壁のひび割れや変色、シーリング材のひび割れや剥がれ等はないか
	雨どい	破損やひび割れはないか、詰まりはないか
	バルコニー	排水口に詰まりはないか、床等にひび割れや剥がれ等はないか
床下	基礎	基礎コンクリートにひび割れや雨染み等はないか
屋内	小屋裏	雨漏り箇所や雨漏り跡はないか（点検口がある場合）
	天井・室内壁	雨漏り跡やカビ、剥がれ等はないか
	床	歩いてフワフワしないか、傾きはないか
設備	給排水設備	漏水や赤水はないか、排水口の詰まりや悪臭はないか
	ガス設備	ガス漏れ警報器の有効期限が切れていないか
	給湯設備	水漏れがないか、給湯性能が落ちていないか
	電気設備	ブレーカーが度々落ちるようなことはないか

* 上記のチェックで気づいた不具合に加えて、間取りや性能に対する困り事や要望等を家族で出し合い、整理することがリフォームの第一歩になります。

どの事業者に依頼すればいいか



B 信頼できる事業者をインターネットで検索!

事業者を選ぶときは、▶希望するリフォームと業務内容が合っているか、▶実績のある事業者か、▶国に登録された住宅リフォーム事業者団体に加盟している事業者か、▶自宅からあまり遠くないか、など、さまざまな観点から検討することが大切です。

■ 住宅リフォーム事業者団体登録制度

登録住宅リフォーム事業者団体に所属していることも、事業者の信頼度の目安になります。国土交通省では「住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営確保」、「消費者相談窓口の設置」などに取組んでいる事業者団体を登録して公表しています。



事業者検索はこちら

<https://www.j-reform.com/reform-dantai/kensaku.php>



登録団体

(令和3年6月30日現在)

(一社) マンション計画修繕施工協会
 日本木造住宅耐震補強事業者協同組合
 (一社) ベターライフリフォーム協会
 (一社) リフォームパートナー協議会
 (一社) 住生活リフォーム推進協会
 (一社) 住宅リフォーム推進サポート協議会
 (一社) 全国古民家再生協会
 (一社) ステキ信頼リフォーム推進協会

(一社) 日本住宅リフォーム産業協会
 (一社) リノベーション協議会
 (一社) 日本塗装工業会
 (一社) 全建総連リフォーム協会
 (一社) JBN・全国工務店協会
 (一社) 住活協リフォーム
 (一社) 木造住宅塗装リフォーム協会
 (一社) 日装連リフォーム推進協議会

■ リフォーム事業者検索サイト：リフォーム評価ナビ

一般財団法人住まいづくりナビセンターが運営する、公正・中立な住宅リフォームのポータルサイトです。□コミや施工事例をもとに、全国約1,000社の事業者の中から検索できます。

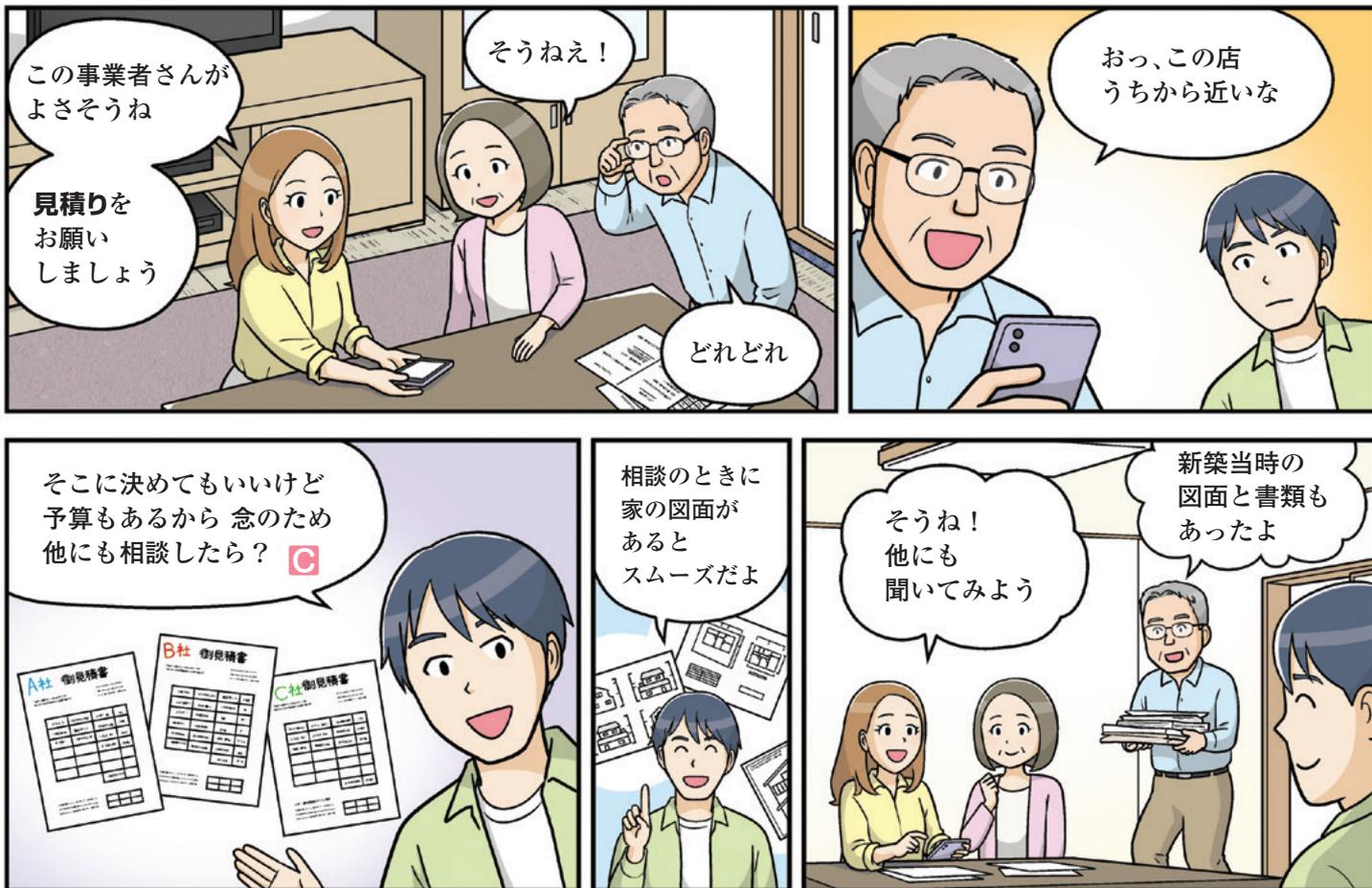
リフォーム評価ナビ 🔍 検索

<https://www.refonavi.or.jp>



リフォームの進め方とポイント

複数の事業者に見積りを依頼する

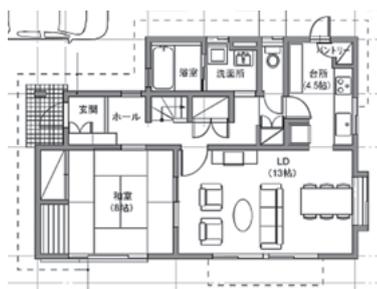


㊦ リフォーム提案は複数の事業者から取ると安心!

2社以上の事業者からプランと見積りを取ると、費用の目安や対応の違いがわかります。複数の事業者から見積りを取ることを「あいみつも相見積り」といいます。

■ 事前の準備

- 要望のリストを用意しておくことスムーズに進みます。その際、予算がわかるようにしておきましょう。
- 現状の住宅の図面や、マンションの場合は「管理規約」を用意します。



現状の図面を用意

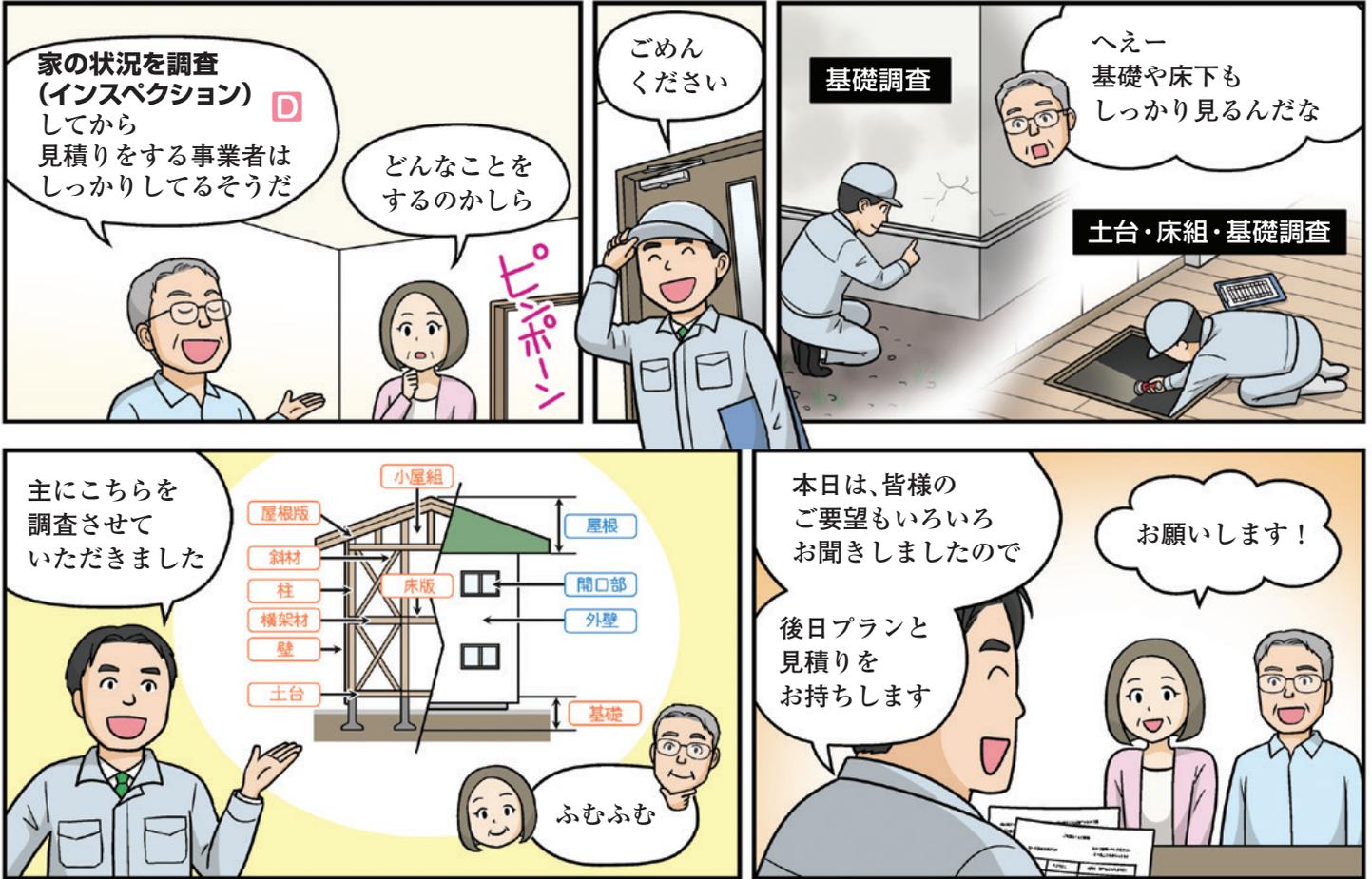


マンションの場合は管理規約も必要

■ 見積り依頼時の注意点

- 複数の事業者に見積り依頼をする場合は、予算や工事内容などを同じ条件で依頼することが大切です。その際、相見積りであることや、無料の範囲で見積り作成をしてほしいことをあらかじめ伝えましょう。
- わからないところは納得いくまで検討、確認しましょう。特に、「〇〇工事一式」などと記載されている箇所は、どんな内容なのかきちんと説明を受けましょう。

インスペクション



□ リフォームではインスペクションが重要！

インスペクションとは、目視や計測などにより、住宅の基礎や外壁のひび割れ、天井の雨漏りなどの劣化・不具合が発生していないかを調べる「建物状況調査」です。住宅の状態を把握することで、補修の必要性を踏まえた適切なリフォーム計画をつくることができます。

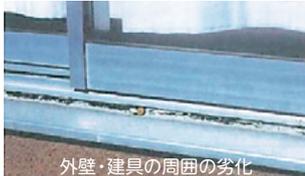
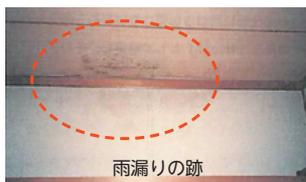
インスペクション(建物状況調査)のメリットの例

- ・専門家^{*}に調査してもらうことで、家の健康状態がわかる
※国土交通省の定める講習会を修了した建築士等
- ・本当に必要な工事、不要な工事が明確になる
- ・工事に優先順位をつけるのに役立ち、適切なリフォームができる
- ・見積もり内容を確認して契約するので、トラブルの防止につながる
- ・診断結果等をもとに長期のメンテナンス計画を立てることができる

調査方法や内容によって、点検レベルから有料で行う本格的な建物調査までさまざまな調査方法やサービスがあります。

■建物のコンディションチェック例

方法	概要	備考
自己点検	住まい手によるセルフチェック。目視による室内外の点検が中心	定期的に行います
業者による点検サービス	リフォーム会社や工務店など、室内外をチェックしてもらう。目視のほか機器による測定も	リフォーム実施時にサービスしてもらえらることも
耐震診断	建築士などの有資格者による建物調査。診断結果に基づき補強や改修案を提示してくれる	建物の築年によっては自治体の補助がある場合も
インスペクション(建物状況調査)	国土交通省の基準に従った、原則として目視による非破壊調査	リフォーム時だけでなく、中古住宅購入の際の活用も



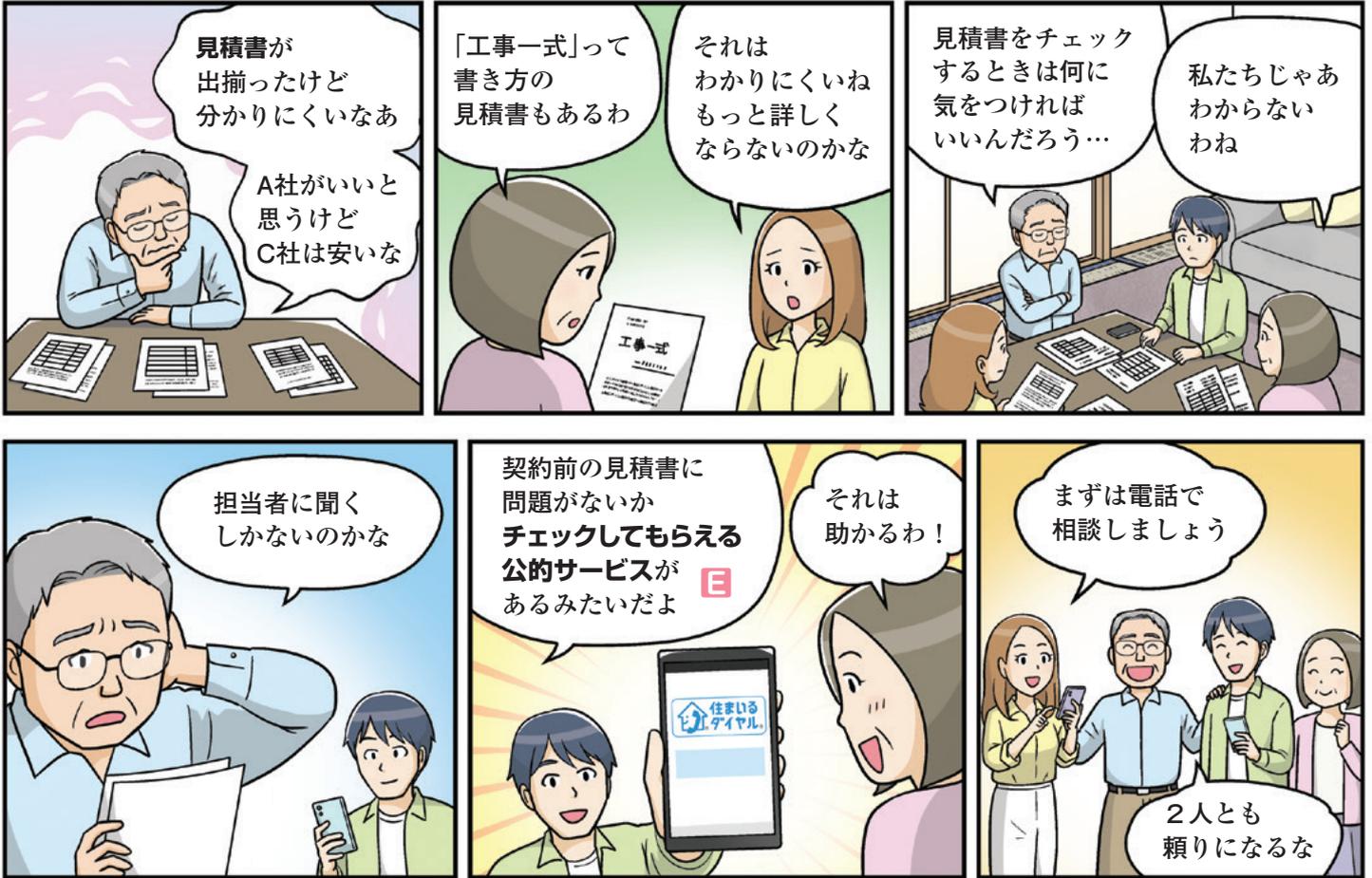
出典：公益社団法人
日本しろあり対策協会

既存住宅の調査・検査を実施できる技術者の検索はこちら

<https://www.kizon-inspection.jp>



見積書の内容を比較する



見積書の内容に問題がないか確かめる！

見積書の内容に不安を感じたら、第三者の目でチェックしてもらおうと安心です。「住まいるダイヤル」では、契約前のリフォームの見積書をチェックして、電話で助言するサービス（リフォーム見積チェックサービス）を無料で提供しています。

例えば…

「〇〇工事一式」とか、よくわからない項目が多いけれど、適正な金額なのかしら？



消費者



住まいるダイヤル®

TEL 0570-016-100

受付時間 10:00～17:00
(土・日・祝休日、年末年始を除く)

ナビダイヤル以外に
TEL 03-3556-5147
もご利用いただけます。

住まいるダイヤル 検索 <https://www.chord.or.jp>

リフォーム見積チェックサービスについては、下記ホームページをご覧ください。
<https://www.chord.or.jp/reform/index.html>
 ご利用希望の場合、「住まいるダイヤル」にお電話してください。




■ **リフォーム見積チェックサービスでの主なチェック項目**

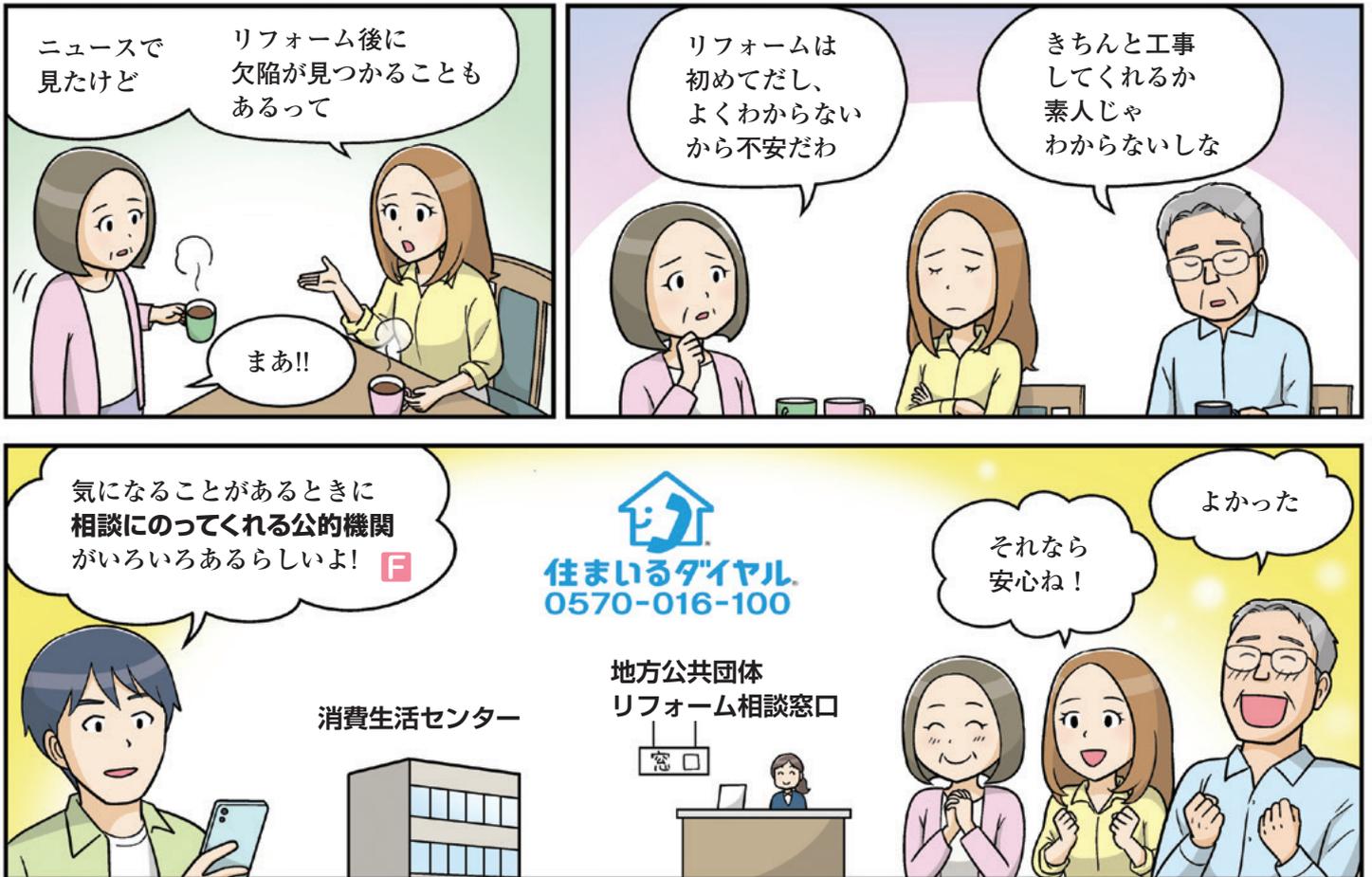
- 根拠が不明な項目や、二重計上などがないか
- 一般的な工事単価などとかけ離れた額になっていないか
- 見積書と図面の工事内容が合っているか

電話相談
見積書送付

助言

※「住まいるダイヤル」は、法律に基づいて国土交通大臣から指定を受けた、住宅専門の相談窓口で、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営しています。

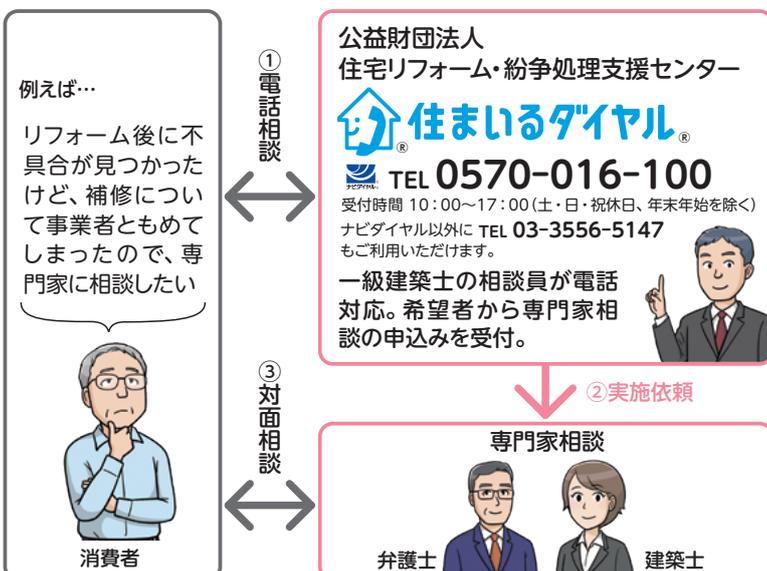
トラブル時は相談機関を利用



F 不安なときは公的な相談機関にまず電話！

トラブルに巻き込まれたときなどは、公的な相談機関を頼りましょう。

1. 住みいるダイヤル



※専門家相談は各都道府県にある弁護士会で行っています。

2. 消費生活センター

全国の消費生活センターの連絡先は以下のホームページから調べることができます。

独立行政法人 国民生活センター 
<http://www.kokusen.go.jp> 

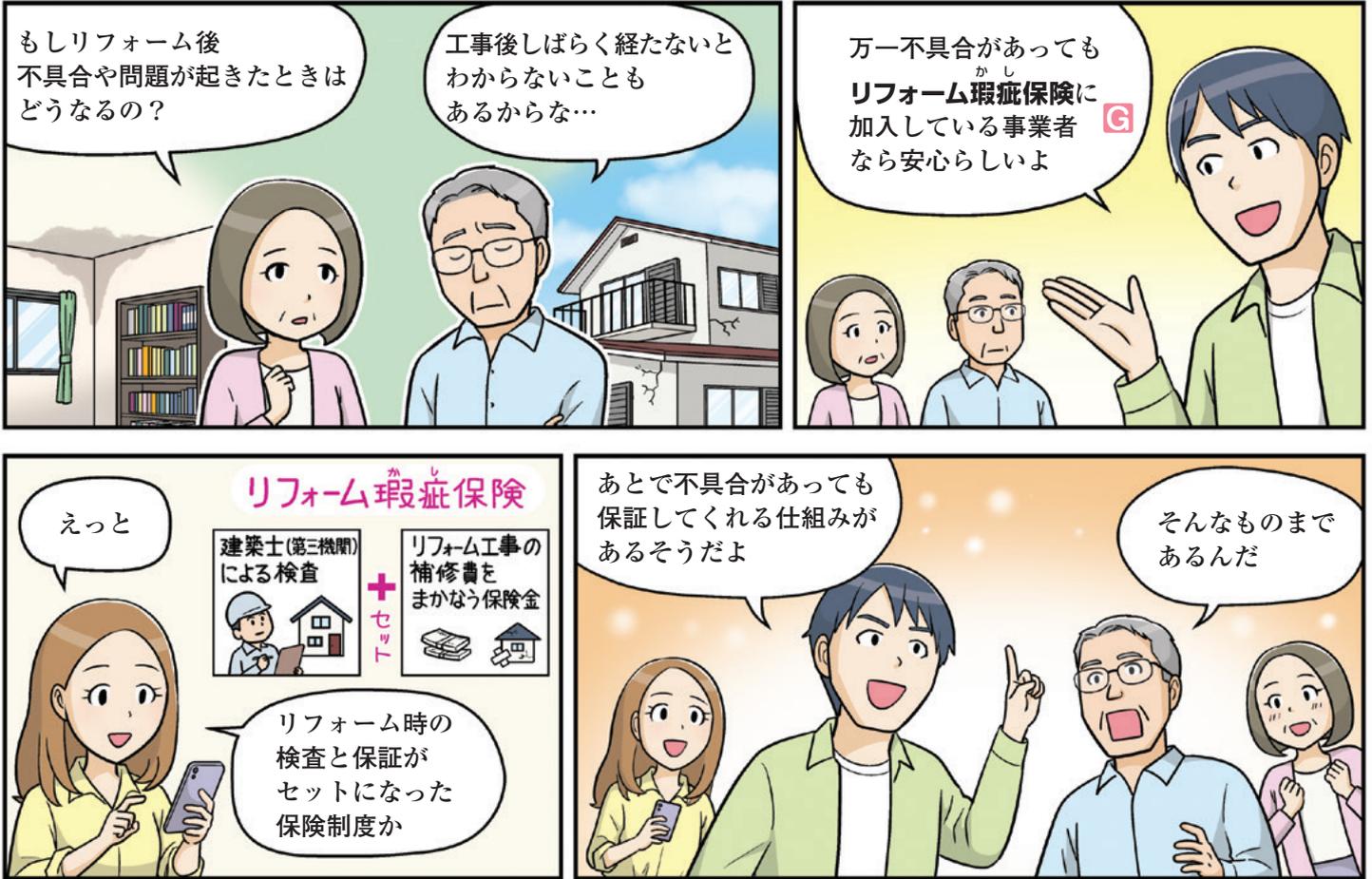
3. 地方公共団体 リフォーム相談窓口

地方公共団体の相談窓口は以下のホームページから調べることができます。

リフォネット 
<https://www.refonet.jp/trsm> 

リフォームの進め方とポイント

リフォーム^{かし}瑕疵保険

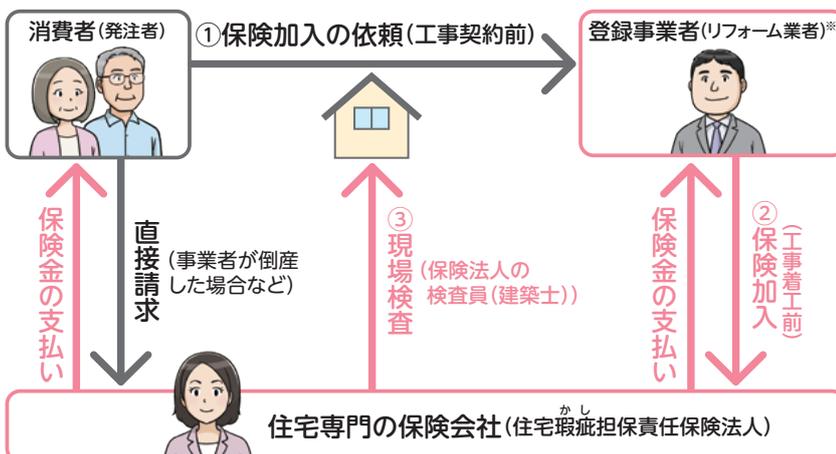


G リフォーム^{かし}瑕疵保険ってなに？

リフォーム^{かし}瑕疵保険は、リフォーム時の検査と保証がセットになった保険制度です。住宅専門の保険会社（住宅瑕疵担保責任保険法人）が保険を引き受けます。

依頼したリフォーム業者がリフォーム^{かし}瑕疵保険に加入していれば、万が一、後日、工事に欠陥が見つかった場合に、補修費用などの保険金が事業者（事業者が倒産した場合は工事発注者である消費者）に支払われるのでスムーズに補修してもらうことができます。特に、大きなリフォームのときは加入すると安心です。加入を希望する場合は、工事契約前に事業者に対してリフォーム^{かし}瑕疵保険をかけて欲しいと伝えましょう。

■ 工事契約前（着工前）の申込が必要



■ 登録事業者を探すには

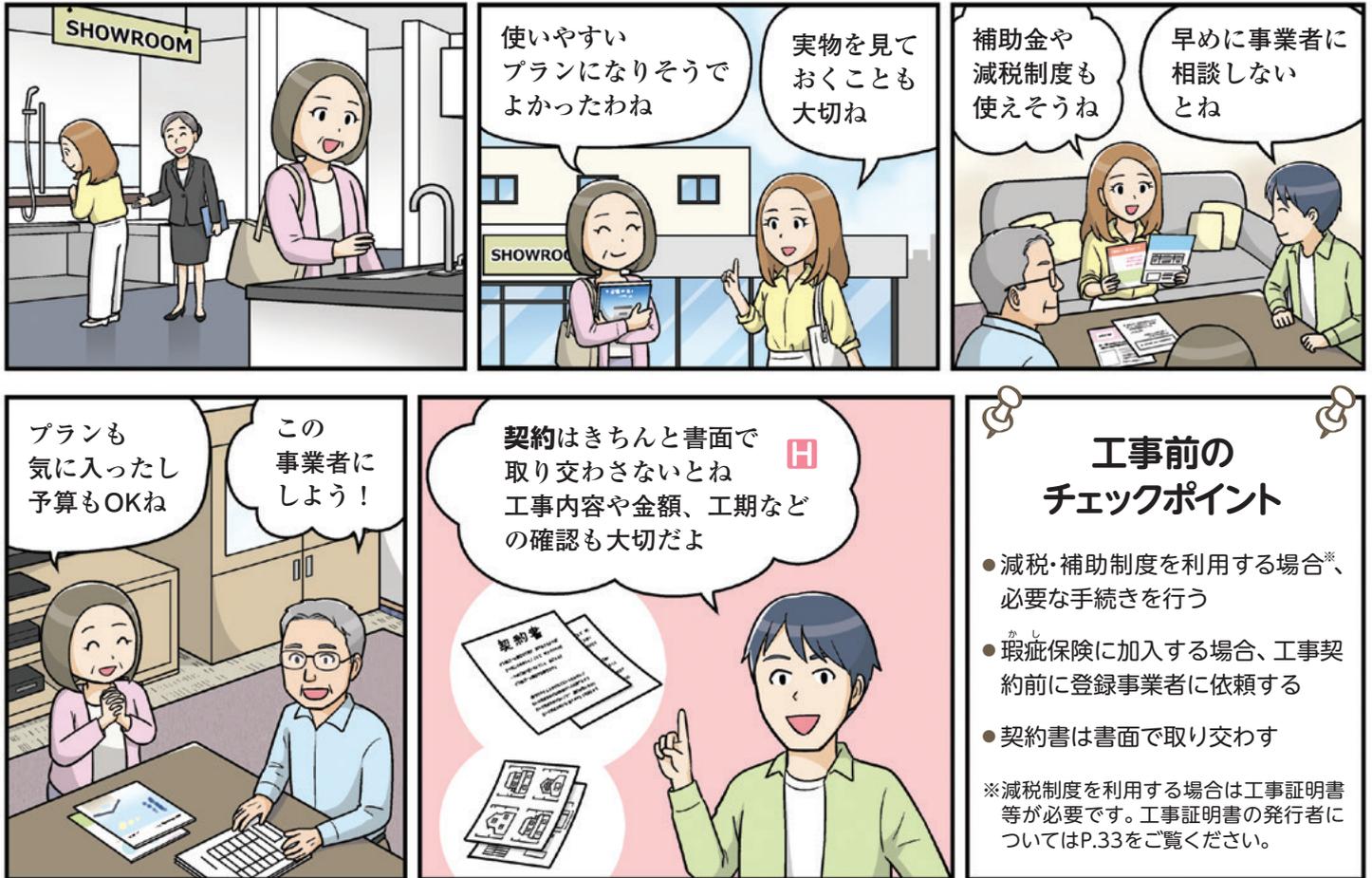
リフォーム^{かし}瑕疵保険に加入する場合の登録事業者*は、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会ホームページで検索できます。

<https://www.kashihoken.or.jp/search/>



*保険に加入できるのは、保険法人に登録されているリフォーム業者です。

契約、工事前のチェック



工事、そして完成



チェックポイント

- 工事内容を途中で変更する場合や追加工事を依頼する場合：その内容と金額を工事の変更・追加前に確認し、契約書を取り交す
- 工事後：契約内容通りのリフォームになっているかを確認

❶ リフォーム後には工事の記録を残す!

工事が終わった後もやるべきことがあります。大切な住まいを守るために、以下を忘れずに実施しましょう。

■ 竣工検査の同行

工事完了後、事業者と一緒に契約書通りに工事ができているかチェックしましょう。気になるところがあったら、このときにきちんと伝えることが大切です。

■ 工事の記録の保管

住宅の設計・施工・維持管理・権利及び資産などに関する情報を住宅履歴情報といいます。情報となる契約書、図面、保証書などは、きちんと保管しておきましょう。

■ 工事後の点検・メンテナンス

快適に長く住み続けるためには、定期的な点検やメンテナンスをすることが大切です。工事完了後には、アフターメンテナンスの窓口、修繕時の有償・無償の範囲などを確認し、さらに、長期的な維持保全計画についても事業者と相談しておきましょう。

工事の記録等(住宅履歴情報※)の保管

住宅履歴情報は、住宅の所有者が自分で保管する方法と、情報活用サービス機関に保管を依頼する方法の2つの方法があります。サービス機関については、一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会のホームページをご覧ください。

※設計図書、建築確認申請書、維持管理計画書、修繕記録等

いえかるて

🔍 検索

<http://www.iekarute.or.jp>



【PART 2】

アイデアやヒントが見つかる!

リフォームで 何ができる？

メンテナンス

ライフ
スタイル
に合わせる

住まいの
性能向上

マンション
リフォーム



ポイント

- PART 2は、大きく「メンテナンス」「ライフスタイルに合わせるリフォーム」「性能向上リフォーム」「マンションリフォーム」の4つのテーマに分かれています。
- 各テーマ内にリフォームに役立つアイデアやヒント、事例などをご紹介しますので、ご活用ください。

1 水まわりリフォームで暮らしやすさを大きくアップ！



ユニットバス、床壁や浴槽にカビが目立つし、サビやひび割れも…。
使い始めて25年、替え時かしら？



キッチンやトイレなど、
水まわり空間全体を見直すチャンスです！

毎日、家族みんなが使う水まわり。傷みやすい場所ですが、リフォームすれば快適性や利便性はぐんと高まります。近年の設備は省エネ、バリアフリー対応などの性能や、掃除のしやすさなど使い勝手が大きく進化しています。設備の交換に合わせて、間取りの見直しや動線、収納なども改善すると、格段に暮らしやすい住まいになります。



節水トイレや高断熱浴槽に交換して、エコで快適・便利な生活を！

Before



Before



Before



After



After



After



動線と収納を考えたダイニングキッチンは、機能的であり、木の温もりに包まれた憩いの場です。

一度スケルトンにした後、床と壁に断熱材を施工。断熱性能を高めて冬でも暖かなバスルームです。

掃除しやすい内装材とタンクレス便器。収納も充実した居心地のよい空間に。

Point!

水まわり設備の不具合は早く補修

毎日使う水まわり設備は、住まいの中でも劣化の激しい部位。水漏れや換気の不調は、住宅本体に影響することもあります。交換時期の目安を参考に、不具合に気づいたら早めに補修、交換をしましょう。

■水まわり設備の交換時期

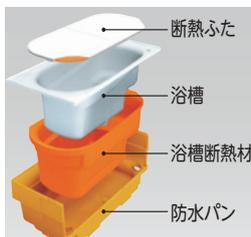
設備機器	推奨交換時期
レンジフード、調理加熱機器、給湯器、水栓金具、温水洗浄便座	10年目安
システムキッチン、ユニットバス、洗面化粧台、便器	20年目安

Point!

エコ住宅装備で環境に優しく上手に節約

水まわり設備を交換するなら、節約タイプの機種も選択肢に。水道代や光熱費の節約が図れ、エコにもつながります。たとえば、節水トイレや浴室の節水シャワーは水道代の、お湯の保温性を高めた高断熱浴槽は沸かし直しが少なく光熱費の節約に役立ちます。

浴槽を断熱材で包むので、湯が冷めにくいのが特長。



Point!

高効率給湯器で省エネに

エネルギーを効率よく使ってお湯をつくる機器として、潜熱回収型給湯器（エコジョーズなど）、ヒートポンプ式電気給湯器（エコキュートなど）、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）などがあります。エネルギーの消費量を抑え、ガスや電気の割引料金も利用できます。条件を満たせば、減税や補助制度の対象にもなります。



出典：（一社）リビングアメニティ協会「自分で点検！ハンドブック」

2 屋根や外壁など、外まわりのメンテナンスが大切!



天井にシミを見つけたけど、
わが家が雨漏り?!

屋根や外壁、床下など、見えない部分も
定期的なチェックが大切です。



住宅は室内だけでなく、外まわりのメンテナンスも重要です。建物の耐久性を高めて長持ちさせるためにも、風雨にさらされる外壁や屋根などを定期的に点検し、傷んだ箇所は早めに補修しましょう。早めの対応が、結果的に費用を抑えることとなります。定期的なメンテナンスのために、修繕費を積み立てておくことも大切です。

リフォーム
事例

室内を雨や湿気から守るのが屋根や外壁
長く住み続けるために定期的なメンテナンスが大切です



Before



After

- 1 経年劣化した屋根を葺き替え、天井裏に断熱材を充填。
- 2 建物の形状はあまり変えずに、外装を好みの色や材質にしてイメージ新。
- 3 老朽化したサッシを入れ替え、壁の量を増やすなどの補強も。
- 4 駐車場、玄関アプローチなどの外構工事も同時に実施。

Point!

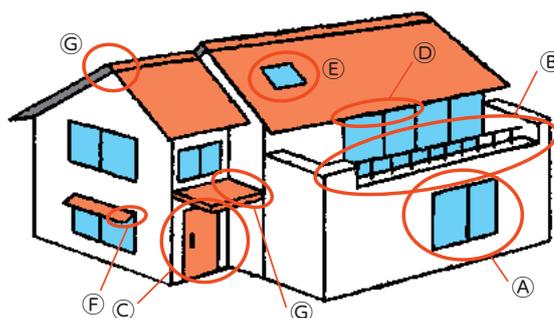
雨水の浸入や劣化具合を定期的にチェックしましょう

住宅を長持ちさせるために大切なことは、定期的な点検とメンテナンスです。劣化箇所は早めに見つけ補修しましょう。

■ 戸建て住宅のメンテナンス計画

部位	点検の目安	設備更新・劣化対策
屋根	5年周期で点検	15～20年で全面葺き替えを検討
外壁	3年周期で点検	15年で全面補修を検討 (窯業系サイディング壁)
軒裏天井	3年周期で点検	15年で全面取替を検討
サッシ・玄関ドア等	5年周期で点検	20年で全面取替を検討
給排水管	5年周期で点検	20年で全面取替を検討
フローリング	3年周期で点検	3～25年で全面取替を検討
床下	1年周期で点検	5年置きで防蟻処理を検討

■ 雨水の浸入しやすい箇所



- (A)サッシ (B)バルコニー (C)玄関ドア (D)軒裏天井
(E)トップライト(天窓) (F)庇と外壁 (G)妻面けらば

3 自宅を清潔な空間に



ウイルス感染症の流行もあって、
自宅を清潔で安心できる場所にしたいのですが…。

外の汚れを持ち込まないようにするなど、
リフォームで室内の衛生性を高めることができます。



ウイルス感染症の予防をはじめとした、衛生面に関する意識が日々高まっています。外出時だけでなく、自宅で過ごすときも対策や配慮が必要です。そのためには、住まいも清潔な空間であることが大切。今、日常生活に取り入れたい、住まいの衛生面に関するポイントや工夫についてご紹介します。

こうして
解決！

室内に汚れを持ち込まない

外部からのウイルスやほこり、花粉などは、室内に持ち込まない工夫が大切です。そのために、まず玄関スペースを見直しましょう。玄関の近くに手洗い場があれば、帰宅後すぐに手洗いやうがいができます。また、収納やクロゼットを設けて、上着やアウトドア用品などの置き場にも効果的です。間取りの変更をする際は、洗面所や浴室などの水まわりを玄関の近くに配置することも考えられます。

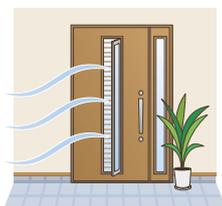
玄関近くに手洗器をしつらえることで、
汚れやウイルス等の室内への持ち込み
を抑えられます。



Point!

室内の換気性能を 高める

室内の換気性能を高めるには、新築住宅で義務化されている24時間換気システムの設置という方法もあります。換気扇や給排気口を設置する際は、住宅の気密性や環境などを考慮して計画しましょう。また、安全性を保ちつつ通風性を高められる機能のあるドアや窓への交換も有効です。



Point!

機能性建材で 接触部位を 衛生的に

家族が頻繁に触れるドアノブ、取っ手、手すりなどのほか、フローリングや壁紙、化粧板などに抗ウイルス機能を持つ建材等を採用することで、室内の衛生面が向上します。長い時間を過ごす室内を清潔で安心できる空間にするために、新しい建材等の利用も検討したいものです。



抗ウイルス機能をもつ建材も出てきました。

Point!

接触機会を 減らす工夫

家族が利用することの多い設備機器などを「非接触」にすることも室内環境を清潔に保つことに役立ちます。センサーにより、手をかざすだけで水が出る自動水栓や自動洗浄便器、自動消灯する照明器具などがあります。また、宅配ボックスの新設も、対面での接触機会を減らし安全性の向上につながります。



4 自宅でも仕事ができる環境を手に入れる



自宅でテレワークするので、
専用スペースがあれば…。



既存の部屋や空間を活かして
ワークスペースをつくりましょう!

自宅で執務するだけでなく、PC 等を使った打ち合わせや会議が一般化してくると、専用のスペースがほしくなります。個室型なら遮音性も高く仕事に集中しやすく、オープンタイプなら場所を取らず多目的に使えます。空間を上手に活用してスペースをつくりましょう。



室内各所の空きスペースを上手に活用しましょう

テレワークのためのプランを見てみると、大きく「個室タイプ（専用部屋）」「半個室タイプ（部屋の一部を転用）」「オープンタイプ」に分類できます。専用の個室をつくるのが難しい場合も、部屋の一角を活用するなど、多彩なアイデアで仕事用スペースに生かせます。

■ 新規にテレワークスペースをつくる方法例

タイプ	方法
個室タイプ	空き部屋等を活用して専用空間に
半個室タイプ	リビングの一角や廊下、収納などのスペースを活用
オープンタイプ	リビングやダイニングテーブルなど既存の空間を利用

■ テレワークスペースに必要な性能・配慮例

項目	内容
防音・遮音性能	生活音を遮断できることが望ましい
照明設備	机上での照度300ルクス以上を確保
机やすい	長時間の作業でも負担にならない、体型に合った作業環境をつくる
その他	室温、換気、インターネット回線、情報セキュリティなどへの配慮も大切

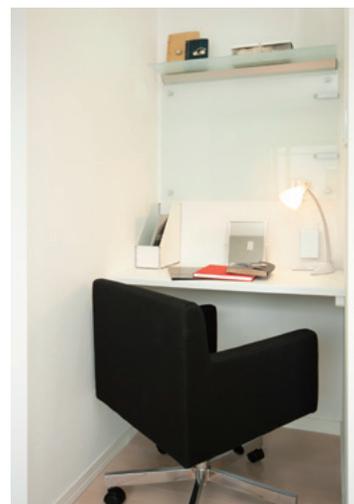


ワークスペースのための専用空間ができれば、
自宅でも仕事の効率が高まります。



左のスペースを階段側から
見たところ。

LDKに面する階段下の空間を利用した例。壁の一部をガラスにした明るく開放感のあるワークスペースです。



専用スペースの確保が難しい場合、収納空間を利用し、居室と繋げることでワークスペースをしつらえることもできます。

5 ライフステージの変化に合わせる



離れて暮らす親が心配。同居することで、
子どもを見守ってもらえるし、お互いに安心かな…。

親・子世帯がお互いのプライバシーを守りながら
快適に暮らせる二世帯住宅が注目されています。



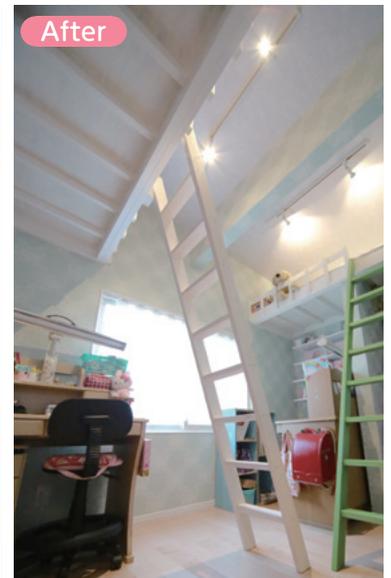
夫婦共働きの増加など、ライフスタイルの変化に伴って、親、子、孫の三世帯同居を可能にする「二世帯住宅リフォーム」が見直されています。家族全員が快適に暮らすためには、家族間のコミュニケーションをとりつつ、各々のプライバシーを守れる空間づくりが大切です。10年、20年先のこともよく考えてプランをつくりましょう。

リフォーム
事例

空間を有効活用し、三世帯が楽しく暮らせる二世帯住宅に



親世帯の寝室は1階に。祖父が車いすで移動できる空間に。



2階は子世帯に。天井を上げロフトベッドを設置して孫三姉妹のスペースを確保。

もとは親夫婦のみが居住。数年前に介護リフォームを行い、親夫婦の居住空間を1階のワンフロアにまとめました。今回、二世帯住宅にするために、1階は介護室のほか二世帯の団らんのスペースを設け、2階は子ども娘夫婦の寝室と孫三姉妹の部屋、収納を確保。

Point!

二世帯住宅のタイプ例



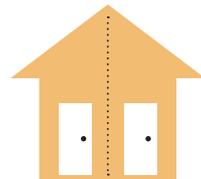
完全同居型

個室以外、玄関やキッチンなどのすべての空間や設備を共用する。



部分共用型

玄関は一緒。居間やキッチン、浴室などの空間や設備を部分的に共用する。



完全分離型

建物の構造部以外、玄関や居間、設備などすべての空間を別々にして独立させる。

二世帯住宅を計画するときの検討ポイント

- ①玄関の数と位置
- ②間取り (水まわりなど)
- ③動線
- ④生活音
- ⑤収納
- ⑥バリアフリー など

二世帯住宅は玄関や設備の共用等によって大きく3つのタイプに分類できます。動線を上手に分離したり、生活音への配慮など、お互いが気兼ねなく暮らせるための工夫を取り入れましょう。最も大切なのは、各世帯の生活スタイルや価値観の違いを確認し、プライバシーを尊重することです。





子どもたちが独立して空き部屋に。
換気や掃除が面倒だし、使わないのはもったいない…。

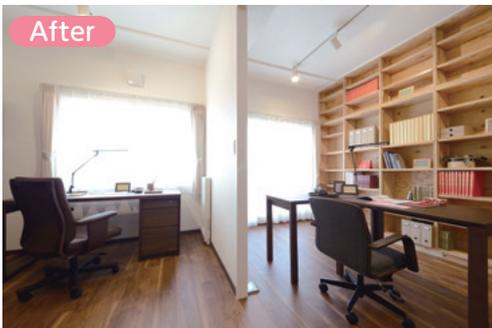
空き部屋を有効活用して、セカンドライフを
快適で楽しいものにしませんか。



使わなくなった子ども部屋を放置しておくのはもったいないし、管理も大変。生活を充実させるために、趣味や収納の空間にしたり、長時間過ごすLDKを広くするなど有効活用しませんか。家が広すぎると感じるのなら、「減築」してコンパクトに。日々の手入れが簡単になるだけでなく、空調効率や耐震性能の向上にもつながります。

リフォーム
事例

不要になった部屋を趣味空間や収納スペース等に活用 LDKを広げてゆったりした暮らしに



もとは2部屋を、ご夫婦の大切な蔵書を
収納する本棚に囲まれた書斎にリフォーム。



1部屋を大容量の収納スペース
にして、室内全体をすっきり。



ご夫婦での暮らしとなり、築20年を越えた住まいを一新。
眺望のよい位置に大きなLDKを配置しました。

リフォーム
事例

家を「減築」して ゆとりのある生活を楽しむ

Before



After



子どもが独立後に不要となった2階部分をなくし、高齢化に備えて
全ての生活空間を1階に集約した平屋への減築リフォーム。耐震・
断熱改修も行き、安心で快適な住まいが実現しました。

リフォーム
事例

親の家をリフォームして 子世代が住み継ぐ

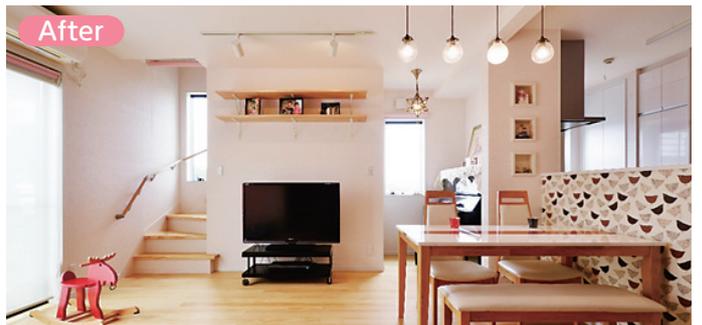
Before



After



After



親から相続した家を、リフォームして子世代が住む「住み継ぎ」
リフォーム。構造部の耐久性を高めたうえで、間取りや内外装を
一新すれば建物がよみがえります。

6 「暑い・寒い」のない快適で健康的な空間に



夏の暑さ・冬の寒さがこたえます。
毎月の光熱費も高めだし…。



省エネリフォームをおすすめします！
断熱性能が高まり、快適で健康的な暮らしが実現します。

断熱性能を高めると外気の影響を受けにくくなるので、屋内の快適性が高まり、結露やカビの発生を抑えられます。冷房効率が高まるため熱中症の発生リスクを減らすことができ、また、部屋間の温度差が小さくなるので、ヒートショックを予防することにもなります。さらに、冷暖房機器の使用を抑えられることで月々の光熱費も下がり経済的です。

ご存じですか？

断熱性能が低い家では、熱中症やヒートショックに注意

■熱中症救急搬送者の発生場所



住居の割合がいちばん高い！

出典：消防庁「2019年(5月～9月)の熱中症による救急搬送状況」

夏の熱中症救急搬送者の発生場所は、「住居」が第1位で、全体の約4割を占めています。冬の部屋間の温度差は血圧の急激な上昇・下降を引き起こし、ヒートショックによる事故につながります。

■室間の温度差がヒートショックのリスクを増やす

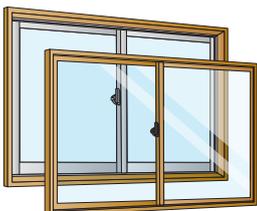


こうして解決！

まずは省エネ効果が大きい窓の断熱改修を

窓は室内外の熱の出入りの約6、7割を占めるので、窓の断熱改修は大きな効果があります。その他、屋根や天井・壁・床下の断熱改修で、建物全体の断熱性能を高め、部屋間の温度差を小さくすることができます。

■窓の断熱改修例



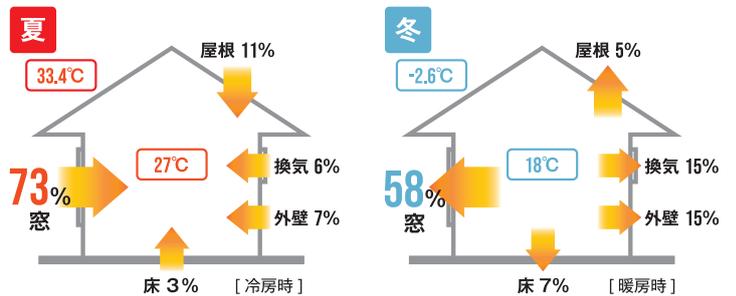
▲内窓
既存の窓の内側にもう1枚窓を取り付けます。



◀複層ガラス
2枚のガラス内にガスや乾燥空気を閉じ込めて断熱効果を高めます。

■熱の流入出の割合

出典：(一社)日本建材・住宅設備産業協会



■床・壁・天井の断熱改修例



床下

床下点検口などから床下に入り、断熱材を施工する。



外壁

室内の仕上げ材を撤去し、断熱材を施工する。



天井裏

天井点検口から天井裏に入り断熱材を吹き込む。



Point!

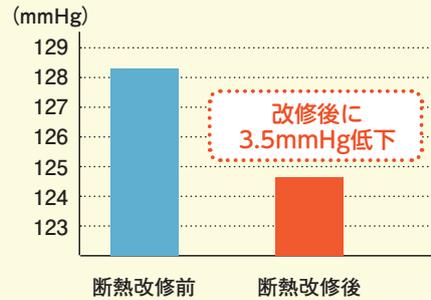
暖かい家は病気のリスクを減らし、健康な暮らしにつながります

冬季の室温について、WHO（世界保健機関）は18℃以上（小児・高齢者はもっと暖かく）を推奨しています。住宅を断熱化することで得られる健康面のメリットは、夏の熱中症や冬のヒートショックの予防以外にも多くあります。

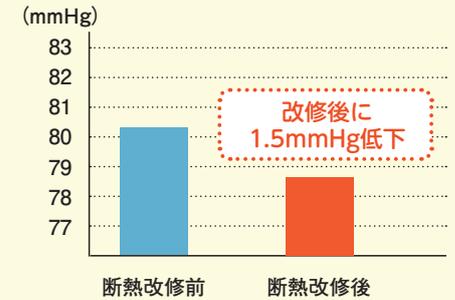
血圧を下げる効果

室温が低いほど血圧が高くなります。その影響は高齢になるほど大きいもの。断熱改修後、血圧が改善されました。

■起床時の最高血圧（平均値）



■起床時の最低血圧（平均値）



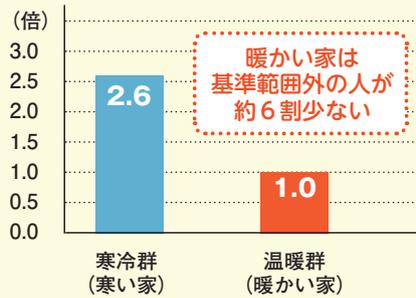
健康診断の結果でも違いが鮮明に

室温 18℃未満と18℃以上で比較すると、健康診断結果に大きな差がみられます。

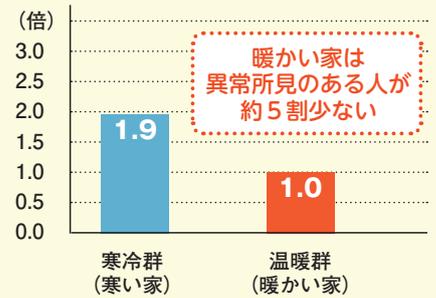
（寒冷群：室温 18℃未満の家）
（温暖群：室温 18℃以上の家）

■検診結果が基準範囲を超える人（調整オッズ比）

総コレステロール



心電図の異常所見



足元が暖かい住宅では病気が少ない

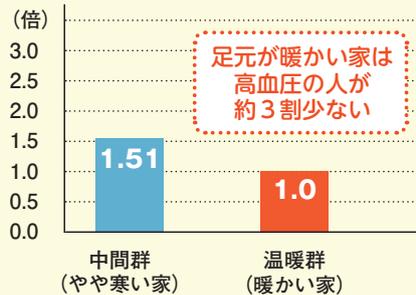
床付近の室温が15℃以上の住宅に住む人は、15℃未満の住宅に住む人に比べて、高血圧・糖尿病で通院している人が少なくなっています。

（中間群：足元室温 15℃未満の家*）
（温暖群：足元室温 15℃以上の家*）

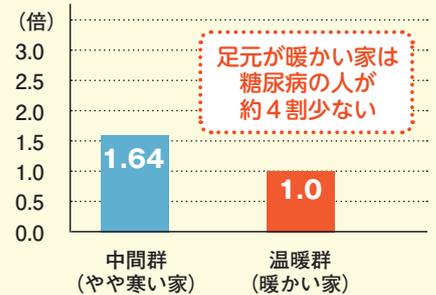
* 床上1m付近の室温は16℃以上

■各種疾病・自覚症状の有無（調整オッズ比）

高血圧



糖尿病



出典：国土交通省「断熱改修等による居住者の健康への影響調査」中間報告（第3回）

Point!

光熱費が下がるのも、省エネルギーフォームの大きなメリット！

省エネルギーフォームは、コスト面でもメリットがあります。家の断熱性能の違いによって、年間の冷暖房費は3倍近く違います。

■断熱レベルと年間冷暖房費の比較



出典：国土交通省「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」

7 地震に強い住まいで安全・安心に暮らす



最近地震が多いけど、
わが家は大丈夫かな…。



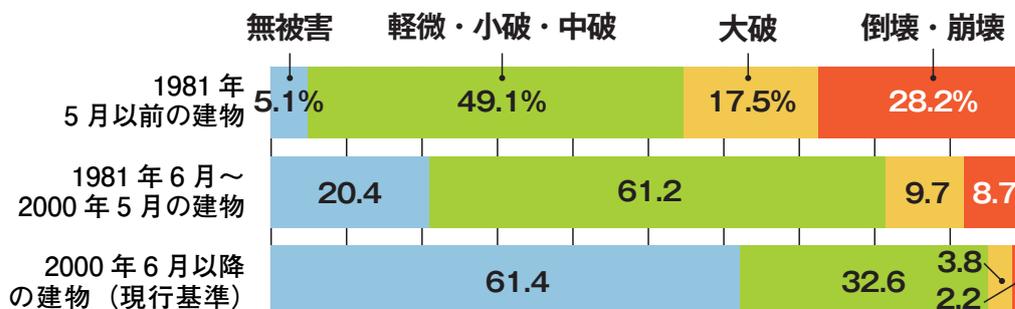
万一の地震の備えには、
耐震リフォームがおすすめです。

地震から家族を守るには、家の耐震性能を高めることが重要です。地震に強い家は、大きな地震に遭っても、建物の被害を抑え、屋内にいる家族の安全を確保し財産を守ります。築年数がたった家でも、リフォームによって耐震性能を高めることができます。

ご存じ
ですか？

古い建物ほど地震で大破・倒壊率が高い傾向に

■ 2016年熊本地震における木造住宅の建築時期別被害状況



出典：国土交通省「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会 報告書」

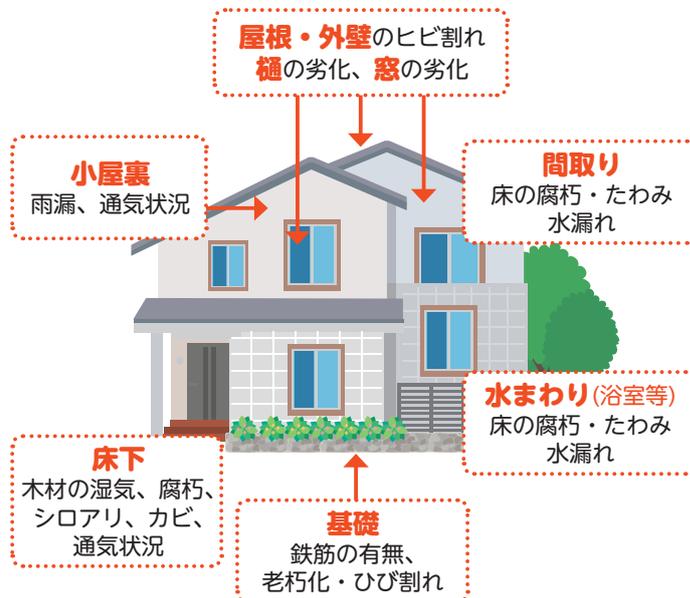
グラフは、2016年4月の熊本地震での木造住宅の被害を建築時期別に表したものです。地盤等の要因も考えられますが、建築時期が古いほど倒壊・崩壊や大破の割合が高いことがわかります。無被害で済んだ建物の割合も、2000年以降の木造住宅が61.4%なのに対し、1981年5月以前の建物はわずか5.1%と10倍以上の開きがあります。

こうして
解決！

まず耐震診断で耐震性能を確認！

地震に不安があるときは、耐震診断で自宅の耐震性能を確認しましょう。耐震診断の結果、耐震性能が低い場合は適切な補強工事により地震に強い家にします。

■耐震診断のチェック箇所例



■上部構造評点による大地震時のリスク（木造住宅の場合）

上部構造評点	判定
1.5以上	◎ 倒壊しない
1.0以上～1.5未満	○ 一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	△ 倒壊する可能性がある
0.7未満	× 倒壊する可能性が高い

※診断結果は上部構造（土台から上の部分）の評点等で判定されます

こうして解決!

耐震リフォームによる補強例

■筋かいを入れて補強する



■強い壁を増やす



■耐震金物で固定する



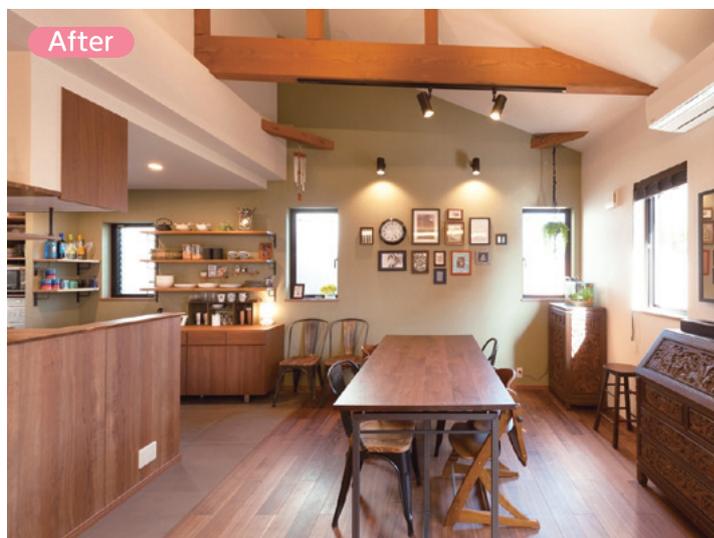
■基礎を新設する



一般的な木造住宅は、柱と梁、壁が一体となって地震に耐える構造なので、柱の間に筋かいを入れたり、柱や耐力壁を増やすなどして強化します。

リフォーム事例

間取り変更と耐震補強を行って、次世代も安心して暮らせる家へ



昭和 53 年建築の実家の子世代が引き継ぎ、間取りの変更と同時に、耐震改修を行いました。耐震診断を行った後、耐力壁を適切な位置に増設して、建物全体の耐震性能を向上させました。リビングのタイルで仕上げたおしゃれな壁も実は耐力壁。ダイニングとキッチンには窓を小さくして壁の配置を見直し、耐震性を高めています。

Point!

2000 年 5 月以前に建てられた家は耐震診断をおすすめします

新耐震基準でもあっても、1981 年から 2000 年に建てられた住宅については、厳密には現行の基準を満たしていません。2000 年以前の建物については、一度耐震診断を受けられることをおすすめします。耐震診断を無償または低額で受けられる制度が多くの自治体で設けられています。

1950 年 建築基準法制定

旧耐震基準の住宅

耐震性に乏しく、大地震時(震度 6 程度)の危険性が高い

大地震で倒壊する危険性が高い

高

1981 年 (6 月) 建築基準法改正

新耐震基準の住宅

新耐震基準ではあるが、2000 年新基準を満たしていない要素がある

注意が必要

2000 年 (6 月) 建築基準法改正

現行耐震基準の住宅

基礎形状、壁の配置バランス規定、柱の引き抜き対策などもなされている

おおむね安心

低

耐震リフォームの必要性

8 安全・快適に暮らし続ける



このごろ、階段の上り下りがつらくて…。
夜、トイレまでの移動もちょっと不安。

安全に暮らすため、バリアフリー空間にしましょう。
高齢者だけでなく家族みんなが使いやすくなります。

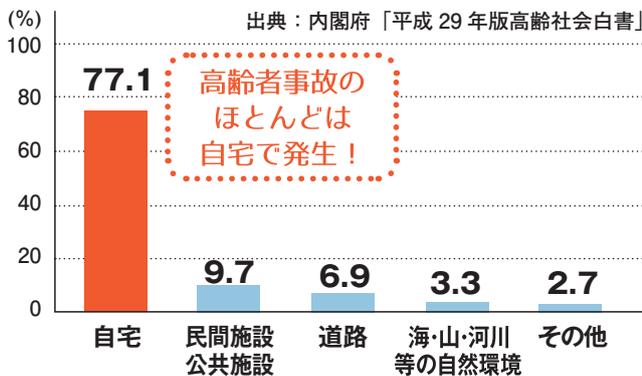


段差の解消や手すりの設置などにより、住宅内の事故を防止し、日常の行動を楽にするバリアフリーリフォーム。毎日の生活における不安や不便を解決することで、高齢になっても自分で安心・安全、快適に暮らせる住まいになります。また、介護の負担を軽減することにもつながります。国や多くの自治体で補助制度等が用意されています。

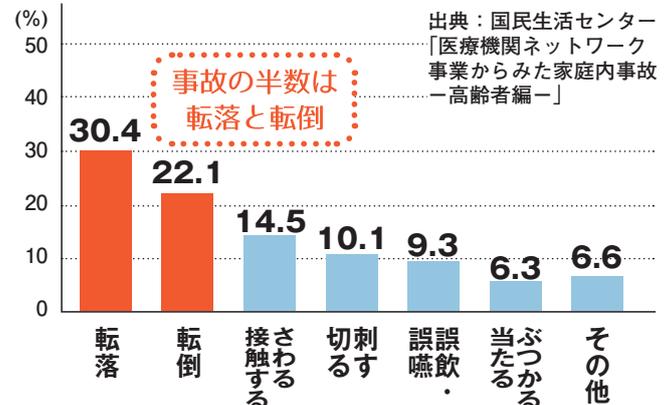
ご存じ
ですか？

高齢者の事故のなんと8割近くが自宅で！

■高齢者の事故発生場所



■高齢者の家庭内事故のきっかけ



65歳以上の高齢者の事故は自宅内で発生するものが最も多く、全体の約8割にもおよびます。家の外より自宅での事故の方が圧倒的に多いのです。事故原因として最も多かったのは「転落」「転倒」で、この両者だけで住宅内事故全体の5割以上に達します。

こうして
解決！

段差の解消や手すり工事の他にも、ニーズに合わせていろいろな方法があります

■玄関の段差軽減



■手すりの設置



■足元灯の設置



■バリアフリーに配慮したトイレの一例



自宅をバリアフリーにする方法には、段差の解消・手すりの取付け・引き戸への変更・出入口や通路幅の拡張などの方法があります。夜間の転倒防止には、廊下や玄関などへの足元灯の設置も効果的です。

水まわりをリフォームする際は、設備の交換と併せて、室内のバリアフリー化も検討しましょう。特に車いすの利用を想定する場合は、段差解消の他に介助スペースや開口部の幅の確保など、水まわり全体で考えることが大切です。

リフォーム
事例

段差の解消と回遊型の間取りで介護も家事も楽々！ 毎日頻繁に使う水まわりはとくに大切です

バリアフリーリフォームの例です。寝室と水まわりは近づけ、夜間のトイレ移動などの負担を軽減しています。廊下の通路幅を広くとり、トイレや洗面、バスルームの扉も引き戸にして車いすでも無理なく移動できるようにしました。

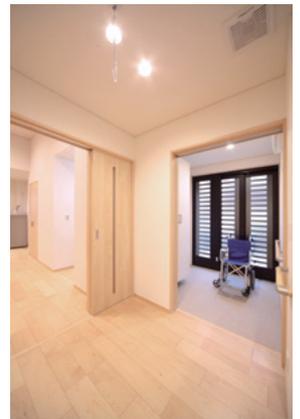


- ① 高齢の母の介護のために築35年の平屋をリフォーム。引き戸を開放すると各部屋がつながる回遊型の間取りに変更。段差を解消し、車いすでの移動をスムーズにした。
- ② 水まわりはレイアウトの見直し、建具の工夫などで介助のスペースも確保した。
- ③ トイレの入り口は、通常は引き戸、車いす使用時は全開口できる建具を採用。
- ④ 断熱材の施工、断熱サッシへの交換により、家全体の温度差の解消にも配慮。

Point!

バリアフリーリフォームは家族全員の安全で快適な暮らしにつながります

自宅をバリアフリーにするメリットは、住まいの安全性がぐんと高まり、家庭内事故を未然に防げること。また、介護が必要な場合、介護者の負担を軽減できます。将来の必要性を考えて水まわりリフォームに併せるなど早いうちに検討しておきましょう。



バリアリフォームのメリット

- ・家の中の事故をなくし、安全に暮らせる
- ・自立した生活を助ける
- ・自宅で暮らせる時間を長くできる
- ・家の中の移動や行動が楽になる
- ・介護が楽になる

など



9 「長期優良住宅」という選択肢もあります



今の家を長く使い続けたいから
しっかり性能向上させたいな。

「長期優良住宅化リフォーム」はいかがですか。
充実した補助制度も用意されています。



短期間で建て替えるのではなく、長く安心して住める良質な住宅の普及を目指し、平成21年度に始まった長期優良住宅認定制度。平成28年4月からは既存住宅のリフォームを対象とした認定も始まりました。補助金や減税などの支援制度が充実していますので、大規模リフォームや建替えを予定されている方はぜひご検討ください。

Point!

長期優良住宅の認定基準はこうなっています

1 耐震性

極めてまれ(数100年に1度)に発生する地震に対し、比較的容易な補修により、継続して利用できるよう損傷、変形を抑制する措置が講じられている

2 省エネルギー性

外壁、窓などの断熱性能やエネルギー消費の抑制が図られている

3 劣化対策

数世代(少なくとも新築時から100年程度)にわたり使用できるよう、構造躯体を長持ちさせる措置が講じられている

4 可変性(共同住宅・長屋)

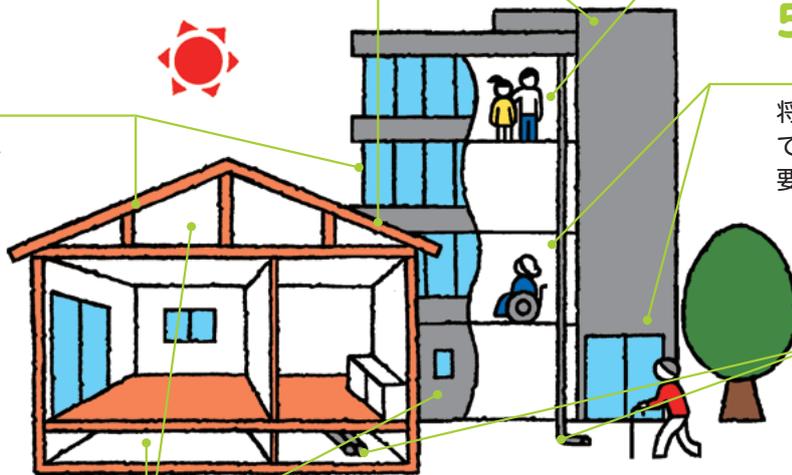
居住者のライフスタイルの変化などに応じて、間取りの変更が可能な措置が講じられている

5 バリアフリー性(共同住宅など)

将来のバリアフリー改修に対応できるよう、共同廊下などに必要なスペースが確保されている

6 維持管理・更新の容易性

構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・配管について、日常の点検、清掃、補修、全面的な更新を容易に行えるよう必要な措置が講じられている



インスペクションの実施

劣化事象などの現況検査を実施し、必要な補修がなされ維持保全計画にインスペクション結果を踏まえた点検時期・内容などを記載していること

Point!

高い住宅性能で生活快適性が高まり、建物の資産価値も維持・向上できます

① 建物の長寿命化

数代にわたって使える丈夫な建物となり、資産価値も生まれます。また将来、一般の住宅より高額に売却できる可能性が高くなります。

② 居住快適性の向上

耐震・断熱性能など、新築並みの高い住宅性能によって安全・安心・快適・健康に住めます。

③ ランニングコストの低減

省エネルギー性が高まりますので、毎月の光熱費などが低く抑えられます。

④ 補助制度が活用できる

最大300万円と、補助制度が充実しています。所得税や固定資産税などの減税措置も受けられます*。

*長期優良住宅(増改築)の認定を取得した場合



既存住宅を購入し、住宅性能を向上させた長期優良住宅化リフォーム

Before



工事中



外壁の屋外側（左）と屋内側（右）それぞれに断熱材を施工。

1階の東南角付近の耐力壁は、筋交いをたすき掛けにして耐震性を高めた。



After



After



- ① 昭和52年建築の既存住宅を購入。柱や梁などの構造以外をすべて解体してリフォームし、断熱等性能等級4、新耐震基準の適合など、長期優良住宅(増築・改築)認定を取得。
- ② 床下の木材や給排水管の点検や補修がしやすいように、1階洗面所に点検口を設けた。
- ③ 見晴らしのよい2階をLDK、1階を玄関と個室などのプライベートエリアに。玄関正面の階段からLDKに空間につながるが、1、2階に温度差は生じない。
- ④ 長期優良住宅化リフォーム推進事業の補助金を活用して工事費負担を軽減。

Point! どう進めるの？ 相談先はどこに？

長期優良住宅化リフォーム工事を実施するには高い診断・設計・施工力が必要なため、リフォーム業者の選定には注意が必要です。地域で信用のおける工務店やリフォーム店を見つけるには、相談窓口が整備されている「住宅リフォーム事業者団体登録制度」*の登録事業者に相談することをおすすめします。

*「事業者団体登録制度」の概要等については P.7 参照

事業者検索はこちら

<https://www.j-reform.com/reform-dantai/kensaku.php>



10 マンションリフォーム、どこまでできる？



マンションのリフォームっていろいろ制約があるんですよね？



管理規約で制約されていることもありますが、管理規約を順守しながら希望するリフォームを実現することも可能です。

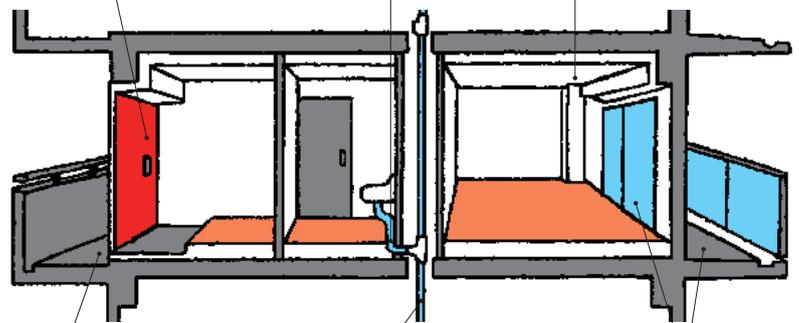
マンションは共同住宅で専有部分と共用部分に分かれているので、リフォームをするときには戸建住宅の場合とは異なる注意点があります。ここでは分譲マンション（区分所有建物）におけるルールと、事例とともにリフォームのヒントをご紹介します。

Point!

リフォームできるのは専有部分です！

■マンションの専有部分と共用部分

玄関ドアは専用使用しているが共用部分
玄関ドアの鍵、内部塗装は専有部分
枝管は専有部分
天井、壁、床などの内装仕上げは専有部分



廊下は共用部分

排水立て管は共用部分

窓やバルコニーは専用使用しているが共用部分

マンションでは、所有者がリフォームできるのは、区分所有法で定められた専有部分に限られます。また、専有部分の工事についても、事前に管理組合に許可を得る必要があります。

設備機器の設置についても制約があります。例えば、専有部分の排水管は共用の排水立管につながり、エアコン配管用の壁の穴や換気扇ダクト用の外壁の穴の位置は決まっています。また、契約電力を上げたり、能力の高いガス給湯器への変更は管理組合に確認が必要です。

管理組合の規約を必ずご確認ください！

各マンションでは、リフォームの届け出の手続きや施工可能な時間、内容などを管理規約に定めています。内装仕上げについても、床材の遮音性能の基準や材質などを具体的に規定しているケースが多いので、あらかじめ業者とともに管理規約の内容を確認しておくようにしましょう。



Point!

床材を替える際には、階下への配慮を

マンションには上下階に住戸がある場合も多いので、近隣とのトラブル防止のためにも生活音を階下に響かせないよう、遮音性が大切です。

リフォームの際のフローリング素材選びには注意が必要です。遮音性能の高いフローリング材を使用したり、音が伝わりにくいコルクタイルにするなどの配慮をしましょう。



コルクタイル床の洗面室は、裸足でも安全・快適です。



LDKを最大限に広くとり、ホテルのような居心地と日常生活の利便性を叶えた空間に。

リフォーム
事例省エネリフォームで
快適な生活を！

元の窓に内窓を設置すると共に、床・壁も断熱改修。開口部が大きく広いLDKの快適性の大幅向上と光熱費の軽減を両立し、家計に優しいリフォームとなりました。
内窓の設置工事は、比較的簡易な工事なので所要時間も短くて済みます。

リフォーム
事例バリアフリーリフォームで
シニア世代も安心・健康な暮らし！

After



70代のご夫婦が愛着のある自宅に住み続けるために、高経年マンションをスケルトンリフォーム。3LDKを段差のない大きなワンルームに変更、床にレールのない引き戸を採用し、車いすの使用も問題ない動線を確認。室内移動もスムーズになり、介護が必要な場合も身体への負担を抑えた快適で暮らしやすい住まいになりました。

リフォーム
事例既存（マンション）を購入して、
理想の住まいを実現！

Before



3LDKの既存マンションを好みに合わせてフルリフォーム。大胆な間取り変更で、収納を集約して、極力間仕切りや扉のないレイアウトに一新。無垢材の床、アイランドキッチン、たっぷり光の入る窓を生かした開放的で心地よい空間と、自分たちの夢を叶えた住まいです。

リフォーム
事例バルコニーや専用庭との
一体感でより開放的に

テラスに室内と同じフロアレベルにウッドデッキを設けることで、サッシで仕切られた感じがしていた室内と外に一体感が生まれ、広がりのある開放的な空間になりました。視界に庭も取込めて室内がより広く感じられるアイデアです。



既存住宅を購入してリフォームする際のポイント

エリアを絞って住まいを探しているときなど、新築だけでなく「既存住宅+リフォーム」も想定すると、物件選びの幅が広がります。その際、住宅の耐震性や、柱や梁といった主要構造部が傷んでいないかなどを確認して選ぶことが大切です。

既存住宅選びのチェックポイント例

- ・雨漏りしていないか
- ・屋根や外壁に欠損や大きなひび割れがないか
- ・部屋の壁に大きな亀裂がないか
- ・床が傾いていたり、たわんだりしていないか
- ・新耐震基準の施行(1981年(昭和56年)6月)以降に建てられた家か



戸建て住宅選びの不安を払拭する「安心R住宅」

既存住宅の購入の際に気になるのが、「不安」「汚い」「わからない」こと。こうした心配を払拭し、「住みたい」「買いたい」既存住宅を選びやすくする制度として「安心R住宅」があります。

既存住宅の広告に「安心R住宅」マークがついているものは、耐震性が確保され、構造上の不具合や雨漏りが認められていない物件です。安心して購入できる目安のひとつといえます。



【参考】「安心R住宅」制度の概要

<https://www.j-reform.com/anshin-r>



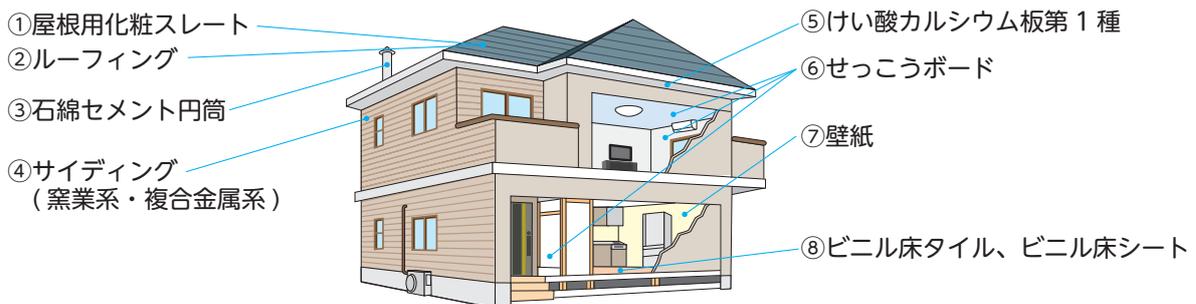
リフォームの際は石綿（アスベスト）対策を！

建材等に広く使われてきた石綿は、肺がんや中皮腫などの原因となることから、現在は製造・使用などが禁止されていますが、禁止以前の2006年8月末までに着工した住宅等には使われている可能性があります。施工した状態ではとくに居住者への影響はありませんが、解体や改修工事などの際は、適切な石綿対策を行うことが必要です。

何をすればいいの？

法令によって、事業者は建物の石綿含有の有無に関する事前調査が義務となっています。リフォームを依頼する際は、事業者に石綿対策について手順や費用等を確認してください。

【石綿含有建材が使われている可能性のある部位例】



石綿（アスベスト）に関する情報は下記サイトをご参照ください。

石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省） <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>



\\ 知ってお得な制度! //

住宅リフォームの 支援制度

I
減税制度

II
補助制度

III
融資制度

国や地方公共団体ではさまざまな支援制度を用意しています。
補助金や融資、減税などの支援制度をうまく利用して、
快適で安全、将来につながるリフォームを実現しましょう。



ポイント

減税制度を利用するには、定められた期間内に、工事証明書等の必要な書類と共に税務署や市区町村等に申告する必要があります。詳細はp.43をご確認ください。証明書の発行者は以下の通りです。

- ①建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士
- ②指定確認検査機関
- ③登録住宅性能評価機関
- ④住宅瑕疵担保責任保険法人
- ⑤地方公共団体（住宅耐震改修証明書、住宅用家屋証明書のみ）

※贈与税の非課税限度額の500万円加算（質の高い住宅）を申請する場合は、②③④に限る。

補助制度には、工事契約前や着工前に申請手続きをしなければいけないものがあり、また、改修工事を行う個人ではなくリフォーム事業者が申請手続きを行うものなどもあります。補助制度を利用する場合には、リフォームの計画段階から情報を収集し、事業者等に相談しましょう。

I. 減税制度

1. 所得税の控除

制度期間 令和3年12月31日まで

所得税とは1月1日から12月31日までの1年間に生じた個人の所得に課される税金(国税)です。適用要件を満たすリフォームを行った場合、税務署への確定申告で必要な手続きを行うと控除を受けることができます。所得税の控除には、①投資型減税、②ローン型減税、③住宅ローン減税という3種類の制度があります。

減税の対象は、耐震、バリアフリー、省エネ、同居対応、長期優良住宅化リフォームとその他の一定の要件を満たした増改築等工事です。

【減税制度の種類と対象となるリフォームの種類】

減税制度の種類	リフォームの種類	耐震	バリアフリー	省エネ	同居対応	長期優良住宅化	左記以外の増改築等工事
① 投資型減税	リフォームローンの利用有無にかかわらず利用可能	○ ▶P.36	○ ▶P.36	○ ▶P.37	○ ▶P.38	○ ▶P.39	—
② ローン型減税	償還期間5年以上のローン利用の場合	—	○ ▶P.36	○ ▶P.37	○ ▶P.38	○ ▶P.39	—
③ 住宅ローン減税	償還期間10年以上のローン利用の場合	○ ▶P.40	○ ▶P.40	○ ▶P.40	△ 1号工事~3号工事に該当する場合 ▶P.40	△ 1号工事~4号工事、6号工事に該当する場合 ▶P.40	○ ▶P.40

① 投資型減税 (リフォームローンの利用有無にかかわらず利用可能)

控除期間 **1年** 改修工事を完了した日の属する年分

最大控除額 **20万円** (バリアフリーリフォーム)
25万円 (耐震・省エネ・同居対応・長期優良住宅化リフォーム) / **35万円**^{*1} / **50万円**^{*2}

控除額 = **①、②のいずれか少ない額** × **10%**

① 国土交通大臣が定めるリフォームの種類別の標準的な工事費用相当額^{*3} - 補助金等

② 控除対象限度額 200万円 (バリアフリー) / 250万円 (耐震・省エネ・同居対応・長期優良住宅化リフォーム) / 350万円^{*1} / 500万円^{*2}

^{*1} 省エネリフォームと併せて太陽光発電設備設置工事を行う場合

^{*2} 耐震および省エネリフォームと併せて長期優良住宅化リフォームを行う場合

^{*3} 投資型減税では、実際の工事費用ではなく、国がリフォーム工事内容ごとに定めた工事費用の額「標準的な工事費用相当額」で計算します。

② ローン型減税 (償還期間5年以上のリフォームローンの場合)

控除期間 改修後、居住を開始した年から**5年**

最大控除額 **62.5万円** (12.5万円/年 × 5年間)

1年間の控除額 = **①、②のいずれか少ない額** × **2%**

① 対象となる改修工事費用 - 補助金等

② 控除対象限度額 250万円

+ **③以外の改修工事費用相当分の年末ローン残高** × **1%**

③ 住宅ローン減税 (償還期間10年以上のリフォームローンの場合)

控除期間 改修後、居住を開始した年から**最大13年**^{*}

最大控除額 **480万円** (4000万円 × 1% / 年 × 10年間 + 4000万 × 2/3% / 年 × 3年間)

^{*} 一定の契約期限等を満たす場合に限り、入居期限が令和4年12月31日まで延長されております。詳細はP.40をご参照ください。

2. 固定資産税の減額

制度期間 令和4年3月31日まで

固定資産税とは、保有する土地や建物などの固定資産について、1月1日時点の評価額に応じて課される税金（地方税）です。適用要件を満たすリフォームを行った場合、市区町村等に申告手続きを行うと当該家屋に係る固定資産税の減額を受けられます。

減税の対象は、耐震、バリアフリー、省エネ、長期優良住宅化リフォームです。

減税期間 **1年間**（工事完了年の翌年度分）

申告期間 工事完了後3ヶ月以内

リフォームの種類	耐震 ▶P.36	バリアフリー ▶P.36	省エネ ▶P.37	長期優良住宅化 ▶P.39
軽減額	固定資産税額の 1/2	固定資産税額の 1/3	固定資産税額の 1/3	固定資産税額の 2/3
備考	家屋面積120㎡相当分まで	家屋面積100㎡相当分まで	家屋面積120㎡相当分まで	家屋面積120㎡相当分まで

【所得税の控除と固定資産税の減額の併用の組み合わせ】

減税制度の併用の可否は以下のとおりです。減税制度によって、併用できない場合がありますので注意が必要です。

		所得税										固定資産税							
		投資型減税					ローン型減税					住宅ローン減税	耐震	バリアフリー	省エネ	長期優良住宅化			
		耐震	バリアフリー	省エネ	同居対応	長期優良住宅化	バリアフリー	省エネ	同居対応	長期優良住宅化									
所得税	投資型減税	耐震	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
		バリアフリー	○	○	○	○	×	×	×	×	×								
		省エネ	○	○	○	×	×	×	×	×	×								
		同居対応	○	○	○	○	×	×	×	×	×								
		長期優良住宅化	×	○	×	○	×	×	×	×	×								
	ローン型減税	バリアフリー	○	×	×	×	×	○	○	○	×					○	○	○	○
		省エネ	○	×	×	×	×	○	○	×	×								
		同居対応	○	×	×	×	×	○	○	○	×								
		長期優良住宅化	○	×	×	×	×	○	×	○	×								
住宅ローン減税	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○						
固定資産税	耐震													○	×	×	×		
	バリアフリー													○	×	○	×		
	省エネ													○	×	○	×		
	長期優良住宅化											○	×	×	×				

ポイント

所得税の控除は、納めている所得税額から控除されます。対象となるリフォーム毎に最大控除額が定められていますが、所得税の納税額がそれより低い場合には、必ずしも最大控除額が控除される訳ではありません。所得税は、課税される所得金額に応じて税率が決まっていますが、扶養親族に応じた控除等もあるため、所得税の納税額は人によって異なります。ご自身の納税額については、源泉徴収票等でご確認ください。



I. 減税制度

所得税と固定資産税の減税制度を利用する場合に求められる工事や住宅等に関する要件は、リフォームの種類によって異なります。P.36～P.39では、リフォームごとに適用要件をまとめていますのでご確認ください。

耐震リフォーム

住宅の耐震に関するリフォーム。現行の耐震基準に適合する改修工事を行い、一定の要件を満たす場合、所得税の控除・固定資産税の減額措置を受けられます。

- 所得税(投資型減税) 最大控除額 25万円
- 固定資産税の減額 減額 1/2を軽減

改修工事の種類 現行の耐震基準に適合する耐震改修工事

◆ 対象となる工事

工事の内容	所得税の控除 投資型減税	固定資産税 の減額
現行の耐震基準に適合する耐震改修工事であること	○	○
改修工事費用が50万円超であること		○

◆ 住宅等の要件

要件	所得税の控除 投資型減税	固定資産税 の減額
自ら居住する住宅であること	○	
昭和56年5月31日以前に建築されたものであること	○	
昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること		○

バリアフリーリフォーム

高齢者や障がい者をはじめ家族全員が安全に暮らしていくためのリフォーム。一定の要件を満たした改修工事を行う場合、所得税の控除・固定資産税の減額措置を受けられます。

- 所得税(投資型減税) 最大控除額 20万円
- 所得税(ローン型減税) 最大控除額 62.5万円
(12.5万円/年 × 5年間)
- 固定資産税の減額 減額 1/3を軽減

改修工事の種類

- ①通路等の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室改良 ④便所改良 ⑤手すりの取付け
⑥段差の解消 ⑦出入口の戸の改良 ⑧滑りにくい床材料への取替え

◆ 対象となる工事

工事の内容	所得税の控除		固定資産税 の減額
	投資型減税	ローン型減税	
上記の①～⑧のいずれかに該当するバリアフリー改修工事であること	○	○	○
バリアフリー改修の標準的な工事費用相当額から補助金等を控除した額が50万円超であること	○		
対象となるバリアフリー改修工事費用から補助金等を控除した額が50万円超であること		○	○
居住部分の工事費が改修工事全体の費用の1/2以上であること(併用住宅の場合)	○	○	

◆ 住宅等の要件

要件	所得税の控除		固定資産税 の減額
	投資型減税	ローン型減税	
次の①～④のいずれかが自ら所有し、居住する住宅であること ①50歳以上の者 ②要介護または要支援の認定を受けている者 ③障がい者 ④65歳以上の親族または②もしくは③に該当する親族のいずれかと同居している者	○	○	
次の①～③のいずれかが、居住する住宅であること ①65歳以上の者 ②要介護または要支援の認定を受けている者 ③障がい者			○
床面積の1/2以上が居住用であること(併用住宅の場合)	○	○	○
改修工事完了後6ヶ月以内に入居すること	○	○	
改修工事後の床面積が50㎡以上であること	○	○	○*
新築された日から10年以上を経過した住宅であること(賃貸住宅を除く)			○

* 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

省エネリフォーム

住宅の省エネ性能を上げるためのリフォーム。一定の要件を満たした改修工事を行う場合、所得税の控除・固定資産税の減額措置が受けられます。

- **所得税（投資型減税）** 最大控除額 **25万円 / 35万円**（省エネ改修工事と併せて、改修工事③を行なう場合）
- **所得税（ローン型減税）** 最大控除額 **62.5万円**（12.5万円/年 × 5年間）
- **固定資産税の減額** 減額 **1/3を軽減**

改修工事の種類

- ① 全ての居室の全ての窓の断熱工事
- ② 床の断熱工事 / 天井の断熱工事 / 壁の断熱工事
- ③ 太陽光発電設備設置工事
- ④ 高効率空調機設置工事 / 高効率給湯器設置工事 / 太陽熱利用システム設置工事

◆ 対象となる工事

工事の内容	所得税の控除		固定資産税の減額
	投資型減税	ローン型減税	
上記の①の改修工事または①とあわせて行う②、③、④（④は平成26年4月1日以降対象）の改修工事のいずれか（①は必須）	○※1		
上記の①の改修工事または①とあわせて行う②の改修工事のいずれか（①は必須）		○※1	○※2
省エネ改修部位がいずれも平成28年省エネ基準相当に新たに適合すること	○	○	○
改修工事後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階相当以上上がることかつ、断熱等性能等級が4以上になること		○	
省エネ改修の標準的な工事費用相当額から補助金等を控除した額が50万円超であること（③、④を含む）	○		
対象となる省エネ改修工事費用から補助金等を控除した額が50万円超であること（⑤、④は含まない）		○	○
居住部分の工事費が改修工事全体の費用の1/2以上であること（併用住宅の場合）	○	○	

※1 住宅性能評価書又は認定長期優良住宅建築等計画に係る通知書によって、改修後に一定の省エネ性能が確保されたことが確認できた場合は、「全ての居室の全ての窓」の改修を行う必要はありません。（平成29年4月以降に居住した場合に限る。）

※2 所得税の控除とは異なり、①は「全ての居室の全ての窓」の要件はありません。

◆ 住宅等の要件

要件	所得税の控除		固定資産税の減額
	投資型減税	ローン型減税	
自ら所有し、居住する住宅であること	○	○	
床面積の1/2以上が居住用であること（併用住宅の場合）	○	○	○
改修工事完了後6ヶ月以内に入居すること	○	○	
改修工事後の床面積が50㎡以上であること	○	○	○※3
平成20年1月1日以前から所在する住宅であること（賃貸住宅を除く）			○

※3 改修工事後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

所得税はどれくらい控除されるの？



窓の断熱改修と併せて給湯器をヒートポンプ式に交換する予定だけど、減税される金額は大体どのくらいになるのだろうか？

※1 延床面積100㎡

※2 この例の標準的な工事費用相当額：内窓設置8,100円/㎡(5地域)、ヒートポンプ式電気給湯器設置412,200円/台。なお、省エネリフォームの標準的な工事費用相当額は、令和元年12月31日以前に居住開始した場合、旧単価になります。

(注) 上記は例であり、減税額を約束するものではありません。また、減税制度により適用要件が異なります。

- 例えば……全ての居室の全ての窓に内窓を設置し、ヒートポンプ式の電気給湯器を設置した場合※1

省エネリフォームの投資型減税を利用すると…

下記の①、②のいずれか少ない額の10%が控除額となります。

- ① 告示に定められた省エネリフォームの標準的な工事費用相当額※2…約122万円
- ② 控除対象限度額…250万円

➡ **所得税控除額 約122万円 × 10% = 約12.2万円**

同居対応リフォーム

親、子、孫の世代間での助け合いがしやすい住宅環境を整備する三世同居のためのリフォーム。一定の要件を満たした改修工事を行う場合、所得税の控除を受けられます。

■ 所得税（投資型減税） 最大控除額 **25万円**

■ 所得税（ローン型減税） 最大控除額 **62.5万円**（12.5万円/年 × 5年間）

改修工事の種類 ①調理室の増設^{※1} ②浴室の増設^{※2} ③便所の増設 ④玄関の増設

※1 ミニキッチンでも可。ただし改修工事後の住宅にミニキッチン以外の調理室がある場合に限る。ミニキッチンとは、台所流し、コンロ台その他調理のために必要な器具または設備が一体として組み込まれた既製の小型ユニット（間口1,500mm以下のもの）。

※2 浴槽がないシャワー専用の浴室でも可。ただし改修工事後の住宅に浴槽を有する浴室がある場合に限る。

◆対象となる工事

工事の内容	所得税の控除	
	投資型減税	ローン型減税
上記の①～④のいずれかに該当する工事であること	○	○
対象となる同居対応改修の標準的な工事費用相当額から補助金等を控除した額が50万円超であること	○	
対象となる同居対応改修工事費用から補助金等を控除した額が50万円超であること		○
改修工事後、その者の居住用の部分に調理室、浴室、便所または玄関のうち、いずれか2以上の室がそれぞれ複数あること	○	○

◆住宅等の要件

要件	所得税の控除	
	投資型減税	ローン型減税
自らが所有し、居住する住宅であること	○	○
床面積の1/2以上が居住用であること（併用住宅の場合）	○	○
改修工事後6ヶ月以内に入居すること	○	○
改修工事後の床面積が50㎡以上であること	○	○

【同居対応改修工事の対象事例イメージ】

※下記の事例は、調理室、浴室、便所及び玄関が全て自己居住用部分にある場合を想定。

事例1

工事前		箇所数
調理室	1	1
浴室	1	1
便所	1	1
玄関	1	1

工事後		箇所数
調理室	2	2
浴室	1	1
便所	2	2
玄関	1	1

対象

調理室、便所の増設工事で、工事後、各々2箇所あるため○

事例2

工事前		箇所数
調理室	1	1
浴室	1	1
便所	2	2
玄関	1	1

工事後		箇所数
調理室	2	2
浴室	1	1
便所	2	2
玄関	1	1

対象

調理室の増設工事で、工事後、調理室・便所が2箇所あるため○

事例3

工事前		箇所数
調理室	1	1
浴室	1	1
便所	2	2
玄関	1	1

工事後		箇所数
調理室	2	2
浴室	1	1
便所	2(改修)	2
玄関	1	1

対象

対象外

調理室の増設工事は、工事後、調理室・便所が2箇所あるため○
便所は改修工事であるため×

長期優良住宅化リフォーム

住宅の耐久性を向上させるリフォームを行い、長期優良住宅(増改築)認定を取得した場合、所得税の控除・固定資産税の減額措置が受けられます。

- **所得税(投資型減税)** 最大控除額 **25万円** (耐震または省エネ+ 耐久性向上の場合) / **50万円** (耐震+省エネ+ 耐久性向上の場合)
- **所得税(ローン型減税)** 最大控除額 **62.5万円** (12.5万円/年 × 5年間)
- **固定資産税の減額** 減額 **2/3を軽減**

改修工事の種類

- ① 小屋裏の換気性を高める工事
- ② 小屋裏の状態を確認するための点検口を天井等に取り付ける工事
- ③ 外壁を通気構造等とする工事
- ④ 浴室または脱衣室の防水性を高める工事
- ⑤ 土台の防腐または防蟻のために行う工事
- ⑥ 外壁の軸組等に防腐処理または防蟻処理をする工事
- ⑦ 床下の防湿性を高める工事
- ⑧ 床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事
- ⑨ 雨どいを軒または外壁に取り付ける工事
- ⑩ 地盤の防蟻のために行う工事
- ⑪ 給水管、給湯管または排水管の維持管理または更新の容易性を高める工事

[対象となる住宅の種別] 木造：①～⑪ 鉄骨造：①②⑦⑧⑪のみ 鉄筋コンクリート造等：⑪のみ

◆ 対象となる工事

工事の内容	所得税の控除		固定資産税の減額
	投資型減税	ローン型減税	
上記の耐久性向上改修工事の①～⑪のいずれかに該当する工事	○	○	
一定の耐震改修または一定の省エネ改修工事と併せて行うこと	○		○
一定の省エネ改修工事と併せて行うこと		○	
耐久性向上改修工事が、住宅ローン減税の第1号工事から第3号工事までのいずれかに該当すること		○	
増改築による長期優良住宅の認定を受けていること	○	○	○
改修部位の劣化対策及び維持管理・更新の容易性が、いずれも増改築による長期優良住宅の認定基準に新たに適合することとなること(平成29年国土交通省告示第279号別表参照)	○	○	
行った耐震改修、省エネ改修、耐久性向上改修についての標準的な工事費用相当額から補助金等の交付額を除いた合計額がそれぞれ50万円を超えること	○		
行った耐震改修、省エネ改修、耐久性向上改修についての工事費用から補助金等の交付額を除いた合計額がそれぞれ50万円を超えること		○	○

◆ 住宅等の要件

要件	所得税の控除		固定資産税の減額
	投資型減税	ローン型減税	
工事を行った者が所有し、主として居住の用に供する家屋であること	○	○	
工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること	○	○	
床面積が50㎡以上であること	○	○	○*
店舗等併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること	○	○	○
一定の耐震改修工事と併せて行った場合は昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること。 一定の省エネ改修工事と併せて行った場合は平成20年1月1日以前から所在する住宅であること。 (一定の省エネ改修工事と併せて行った場合は賃貸住宅を除く)			○

* 改修工事後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

住宅ローン減税〈所得税の控除〉

住宅ローン減税は、償還期間が10年以上のリフォームローン等を活用し、一定の要件を満たした増改築等工事を行うときに、契約時期と入居時期に応じて最大13年間、対象となる改修工事費用相当分の年末ローン残高の一定割合が所得税から控除される制度です。

■ 所得税

消費税率	控除対象借入限度額	控除率	控除期間	最大控除額	住民税からの控除上限額 ^{※1}
10%	4,000万円	最大1%	最大13年間 ^{※2}	480万円	13.65万円/年 (前年課税所得×7%)
8%	4,000万円	1%	10年間	400万円	13.65万円/年 (前年課税所得×7%)
上記以外 ^{※3}	2,000万円	1%	10年間	200万円	9.75万円/年 (前年課税所得×5%)

◆ 対象となる工事

次の第1号～第6号工事のいずれかに該当する改修工事で、建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人により証明(「増改築等工事証明書」)がされたものであること

第1号工事 増築、改築、建築基準法に規定する大規模な修繕または模様替

第2号工事 マンションの区分所有する部分で、床または階段・間仕切り壁・主要構造部である壁のいずれかのものの過半について行う修繕または模様替

第3号工事 居室・調理室・浴室・便所・その他の室(洗面所・納戸・玄関・廊下)のいずれかの床または壁の全部についての修繕または模様替

第4号工事 一定の耐震基準に適合させるための修繕または模様替

第5号工事 バリアフリー改修工事(以下①～⑧のいずれかの工事)

①通路または出入口の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良

⑤手すりの取付け ⑥段差の解消 ⑦出入口の戸の改良 ⑧滑りにくい床材料への取替え

第6号工事 省エネ改修工事(改修部位の省エネ性能がいずれも平成28年基準以上となる工事で、以下の①または①の工事と併せて行う②から④の工事。地域区分毎に要件が異なる。)

①全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事または日射遮蔽性を高める工事

②天井及び屋根の断熱改修 ③壁の断熱改修 ④床の断熱改修

対象となる改修工事費用から補助金等の額を控除した後の金額が100万円超であること

居住部分の工事費が改修工事全体の費用の1/2以上であること(併用住宅の場合)

◆ 住宅等の要件

自ら所有し、居住する住宅であること

改修工事後6ヶ月以内に入居すること

床面積の1/2以上が居住用であること(併用住宅の場合)

その年の合計所得金額が3,000万円以下であること^{※4}

上記の増改築で工事費が100万円を超えるものであること

改修工事後の床面積が50㎡以上であること^{※4}

工事を行った年の前年もしくは前々年、又は工事を行った年から3年間を経過した年の12月31日までに、次の特例を受けないこと

- 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- 居住用財産の譲渡所得の特別控除
- 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

※1 住宅ローンの控除額が前年分の所得税から控除しきれない場合は、その差額が翌年の個人住民税から控除されます。

※2 13年間の対象となるのは令和2年11月末までに契約を行って、新型コロナウイルス感染症等の影響で入居が遅れた場合^{※5}及び契約期間(令和2年12月～令和3年11月末)と入居期間(令和3年1月～令和4年12月末)を満たす場合^{※4}です。適用年の11年目から13年目の各年の控除限度額は次の2つのいずれか小さい額となります。

- 年末ローン残高(上限4,000万円)の1%
- 増改築等工事費用の額(上限4,000万円)の2/3%

※3 消費税率の経過措置により5%が適用される場合など。

※4 控除期間13年間の措置の延長分については、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても対象となります。ただし、40㎡以上50㎡未満の住宅については、合計所得金額が1,000万円以下であることが必要です。

※5 ページ下部「ポイント」をご参照ください。

ポイント

【新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響による適用要件弾力化措置】

(1)既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期間要件(取得の日から6ヵ月以内)について、取得後に行った増改築工事等が同感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により遅れ入居が遅れた場合、以下の両方の要件を満たしていれば、入居期間「取得の日から6ヵ月以内」が「増改築等完了の日から6ヵ月以内」になります。

- ・既存住宅取得日から5ヵ月後まで、または、関連税制法案施行日から2ヵ月後まで(令和2年4月30日～令和2年6月30日)に増改築等の契約が行われていること(取得の日又は施行の日より前に契約が行われている場合でも構わない。)
- ・取得した既存住宅に行った増改築等について、同感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

※個人の既存住宅取得に係る住宅ローン減税・不動産取得税の特例措置(耐震基準に適合しない既存住宅を取得し、耐震改修工事を行った場合)についても同様

(2)住宅ローン減税の控除期間13年間の特別措置について、同感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により入居が期限(令和2年12月31日)に遅れた場合、以下の両方の要件を満たしていれば、入居期間が「令和3年12月31日」になります。

- ・増改築等の契約が令和2年11月末までに行われていること
- ・同感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと

3. 贈与税の非課税措置

制度期間 令和3年12月31日まで

贈与税とは、個人が受けた現金などの贈与に応じて課される税金(国税)です。満20歳以上(贈与を受けた年の1月1日時点)の個人が親や祖父母などから住宅取得資金(新築、取得または増改築等のための金銭)を贈与により受けた場合において、一定金額までの贈与につき贈与税が非課税となります。申告期間は、贈与を受けた年の翌年3月15日までです。

◆ 非課税枠

契約年	消費税率10%が適用される方		左記以外の方 ^{※1}	
	質の高い住宅 ^{※2}	左記以外の住宅(一般)	質の高い住宅	左記以外の住宅(一般)
平成31年4月～令和2年3月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
令和2年4月～令和3年12月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円

※1 消費税率8%の適用を受けて住宅を取得した方のほか、個人間売買により既存住宅を取得した方等。

※2 質の高い住宅とは、①省エネルギー性の高い住宅、②耐震性の高い住宅、③バリアフリー性の高い住宅のいずれか。詳細は下記「対象となる工事の第8号工事」をご参照下さい。

(注)平成31年3月末以前に「左記以外の方」欄の非課税限度額の適用を受けた方は再度「消費税率10%が適用される方」欄の非課税限度額の適用を受けることが可能。

◆ 対象となる工事

次の第1号～第8号工事のいずれかに該当する改修工事で、建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人により証明(「増改築等工事証明書」)がされたものであること

※第8号工事については、指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかより、証明されたもの

- 第1号工事 増築、改築、建築基準法に規定する大規模な修繕または模様替
- 第2号工事 マンションの区分所有する部分で、床または階段・間仕切り壁・主要構造部である壁のいずれかのものの過半について行う修繕または模様替
- 第3号工事 居室・調理室・浴室・便所・その他の室(洗面所・納戸・玄関・廊下)のいずれかの床または壁の全部についての修繕または模様替
- 第4号工事 一定の耐震基準に適合させるための修繕または模様替
- 第5号工事 バリアフリー改修工事(以下①～⑧のいずれかの工事)
- ① 通路または出入口の拡幅 ② 階段の勾配の緩和 ③ 浴室の改良 ④ 便所の改良
⑤ 手すりの取付け ⑥ 段差の解消 ⑦ 出入口の戸の改良 ⑧ 滑りにくい床材料への取替え
- 第6号工事 省エネ改修工事(改修部位の省エネ性能がいずれも平成28年基準以上となる工事で、以下の①または①の工事と併せて行う②から④の工事。地域区分毎に要件が異なる。)
- ① 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事または日射遮蔽性を高める工事
② 天井及び屋根の断熱改修 ③ 壁の断熱改修 ④ 床の断熱改修
- 第7号工事 給水管、排水管または雨水の浸入を防止する部分に係る修繕または模様替(リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されたものに限る)
- 第8号工事 下記の「質の高い住宅」(増改築等)の基準に適合させるための修繕または模様替(非課税枠の500万円加算の対象)
- ① 断熱等性能等級4または一次エネルギー消費量等級4以上の住宅
② 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上または免震建築物の住宅
③ 高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上の住宅

上記の増改築等の工事費の合計が100万円以上であること

◆ 住宅等の要件

自ら所有し、居住する住宅であること

増改築等後の床面積が50㎡以上*240㎡以下であること

床面積の1/2以上が居住用であること

贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下であること

*令和3年1月以後に贈与を受けた場合、40㎡以上(贈与年の合計所得金額が1,000万円以下の受贈者に限る)

◆ 既存住宅を取得する場合の建物要件 ※所得税の控除(住宅ローン減税)、贈与税の非課税措置共通

1 耐火建築物は築25年以内の建物

2 ①以外の建築物は築20年以内の建物

3 ①と②以外の場合、次のいずれかの書類により、耐震基準を満たすことが証明された建物

- 「耐震基準適合証明書」(住宅の取得の前2年以内に家屋調査が終了したもの)
- 「建設住宅性能評価書の写し」(住宅の取得の前2年以内に評価されたもので、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1以上であるものに限る)
- 「既存住宅売買瑕疵担保契約の保険付証明書」(住宅の取得の前2年以内に締結されたもの)

4 現行の耐震基準に適合しない既存住宅を取得した場合、所要の手続き①及び②の書類により耐震基準を満たすことが証明された建物

- 手続き①「耐震基準適合証明書」等の申請、または仮申請を行う(家屋の引渡しの日の前まで)
- 手続き②「耐震基準適合証明書」等を受ける(耐震改修工事完了後、入居の日まで)

4. 登録免許税の特例措置

制度期間 令和4年3月31日まで

登録免許税とは、国による登記等に課される税金(国税)です。宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための特定の増改築等工事が行われた既存住宅を個人が取得・居住し、取得後1年以内に登記を受けた場合、家屋の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率が0.1%(一般住宅特例0.3%, 本則2%)となります。

5. 不動産取得税の軽減措置

(1)は期間が定められていません
(2)の制度期間 令和5年3月31日まで

不動産取得税とは、不動産の取得に対して課される税金(地方税)です。既存住宅の取得にあわせて適用要件を満たすリフォームを行った場合、不動産取得税の軽減措置が受けられます。

(1)個人の既存住宅取得に係る不動産取得税の軽減

(耐震基準に適合しない既存住宅を取得し、耐震改修工事を行った場合)

平成26年4月1日以後に耐震基準に適合しない既存住宅を取得し、当該住宅が下記の要件を満たす場合、既存住宅の新築年月日に応じて定められた控除額に税率を乗じた額が、住宅の不動産取得税額から控除されます。さらに、要件を満たす場合は平成30年4月1日以降に取得した当該住宅用の土地についても税額が軽減されます。

- 【住宅】** [要件]
- ・個人の取得であること
 - ・昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること
 - ・床面積が50㎡以上240㎡以下であること
 - ・取得後6ヶ月以内*に以下の①～③が行われること
 - ①取得した既存住宅について耐震改修工事を行うこと
 - ②改修工事後、当該住宅が耐震基準に適合していることが耐震基準適合証明書等で証明されていること
 - ③改修工事後、取得者が当該住宅に居住すること

*入居期限に関する新型コロナウイルス感染症関連の弾力化措置についてはp.40をご参照ください。

[控除額]	築年月日	控除額(万円)
	昭和56年7月1日～昭和56年12月31日	420
	昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	350
	昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	230
	昭和39年1月1日～昭和47年12月31日	150
	昭和29年7月1日～昭和38年12月31日	100

[税額の計算] 税額 = (住宅の固定資産評価額 - 控除額) × 税率(3%)

【土地】 次の①、②のいずれか高い方の金額が税額から軽減されます。

- ①45,000円(税額が45,000円未満の場合はその税額)
- ②課税標準額(土地1㎡あたりの固定資産評価額*¹) × (住宅の床面積の2倍*²) × 住宅の取得持分 × 税率(3%)

*¹ 宅地等(宅地及び宅地評価された土地)の場合は、土地1㎡あたりの固定資産評価額の2分の1

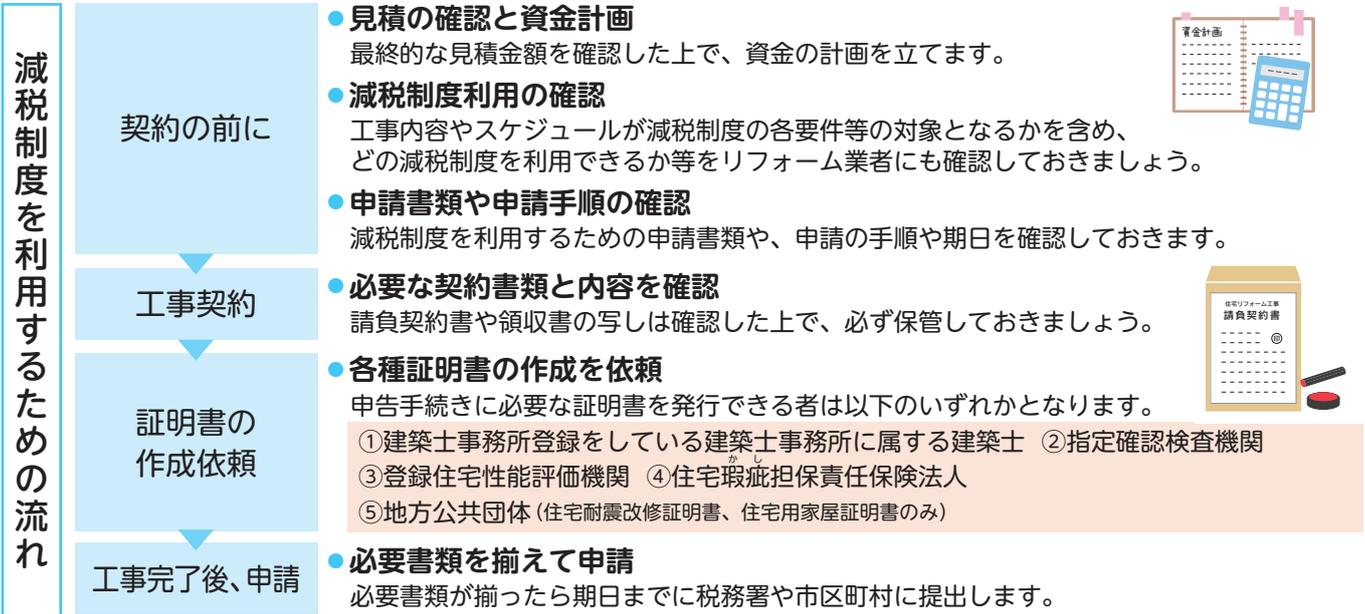
*² 1戸当たり200㎡まで

(2)買取再販に係る不動産取得税の軽減

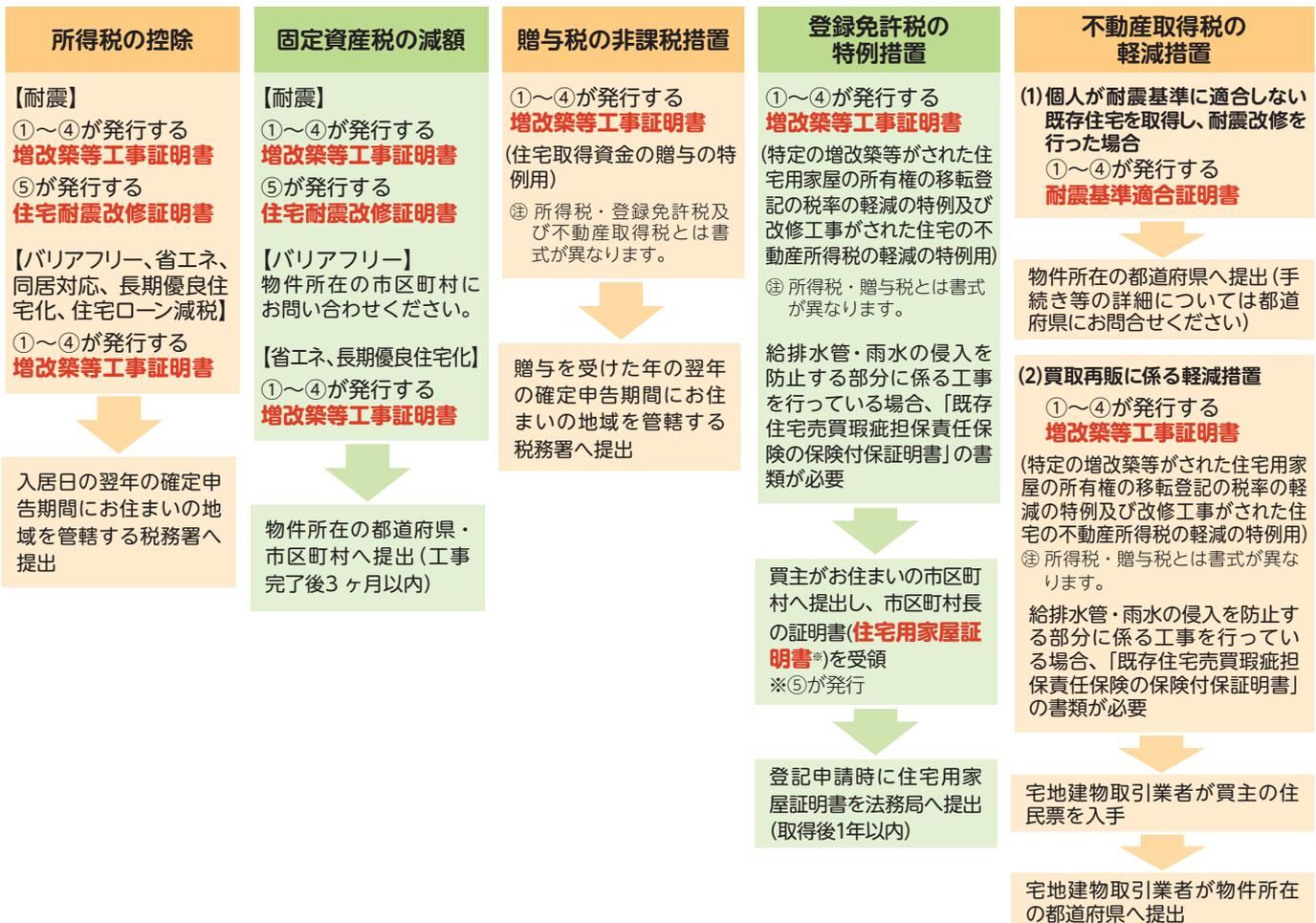
宅地建物取引業者が既存住宅を買い取り、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後、個人の自己居住用住宅として譲渡する場合、宅地建物取引業者による住宅の取得に課される不動産取得税が減額されます。さらに平成30年4月1日以後、対象住宅が「安心R住宅」である場合または既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入する場合は、宅地建物取引業者による当該住宅の敷地の用に供する土地の取得に課される不動産取得税についても減額されます。

減税制度利用の流れ

リフォームを行う前に、どの減税制度が利用できるかをリフォーム業者に確認しておきましょう。減税制度には対象となる期間がありますので、スケジュールの確認も必要です。減税制度を利用するには、申告が必要です。税の種類によって申告先(税務署、市区町村等)や提出書類が異なります。あらかじめ確認しておきましょう。



申告に必要な各種証明書の手続き例



II. 補助制度

■ 長期優良住宅化リフォーム推進事業

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修に対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援する事業です。

- **補助対象費用**
 - ・性能向上リフォーム工事に要する費用
 - ＜性能向上リフォーム工事の例＞
 - ・劣化対策や耐震性、省エネ対策など特定の性能項目を一定の基準まで向上させる工事
 - ・インスペクションで指摘を受けた箇所の改修工事
 - ・バリアフリー改修工事 等
 - ・三世帯同居対応改修工事に要する費用
 - ・子育て世帯向け改修工事に要する費用
 - ・防災性・レジリエンス性の向上改修工事に要する費用
 - ・インスペクション、住宅履歴情報の作成、維持保全計画の作成等に要する費用
- **補助額**
 - ・補助率：1/3（上記の補助対象費用の1/3の額が補助されます）
 - ・補助限度額：リフォーム後の住宅性能に応じて3つの補助限度額を設定しています。

リフォーム後の住宅性能	補助限度額
① 長期優良住宅（増改築）認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合	100万円／戸（150万円／戸）
② 長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合	200万円／戸（250万円／戸）
③ ②のうち、更に省エネルギー性能を高めた場合	250万円／戸（300万円／戸）

（ ）内は、三世帯同居対応改修工事を実施する場合、若者・子育て世帯又は既存住宅の購入者が改修工事を実施する場合

事業の詳細は下記にてご確認ください。

長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室 **TEL** 03-5229-7568

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局 **HP** https://www.kenken.go.jp/chouki_r



■ 住宅・建築物安全ストック形成事業

地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、多くの地方自治体では、耐震診断・耐震改修に対する補助を実施しています。補助の対象となる区域、規模、敷地、建物用途等の要件は、お住まいの市区町村により異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

■ 地域型住宅グリーン化事業【省エネ改修型】

地域における木造住宅の生産体制の強化、環境負荷の低減等を図るために、地域の木材関連事業者、流通事業者、建築士事務所、工務店等が連携して取り組む省エネルギー性能等に優れた木造住宅・建築物の整備を支援する事業。

- **補助対象費用** 省エネ基準を満たす木造住宅省エネ改修工事の費用
- **補助額（定額）** 50万円／戸

事業の詳細は下記にてご確認ください。

地域型住宅グリーン化事業評価事務局 **TEL** 03-3560-2886 **HP** <http://chiiki-grn.jp>



ここで紹介しているのは令和3年度の補助制度です。
それぞれ申請期限や工事時期等が定められていますので、
活用を検討する際は募集要領等をよくご確認ください。



戸建住宅ZEH補助事業

新築住宅を建築・購入、又は既存住宅を改築する個人に補助金が交付されます。

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)は、外皮の断熱性能の大幅な向上と、高効率な設備・システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネを実現。その上で、再エネを導入して、年間の一次エネルギー収支をゼロとすることを目指した住宅のことです。

(1) ZEH支援事業

ZEH、ZEH+(ZEHの省エネルギーを更に深掘りし、再生可能エネルギー等の自家消費拡大を目指したZEH)を支援します。

- **補助対象** ・『ZEH』、Nearly ZEH(寒冷地、低日射地域、多雪地域に限る)
・ZEH Oriented(都市部狭小地の2階建て以上及び多雪地域に限る)(①ZEHのみ)
- **補助額**
 - ① ZEH **60万円/戸** ※蓄電システムを導入する場合は2万円/kWh、補助対象経費の1/3又は20万円のいずれか低い額を加算
 - ② ZEH+ **105万円/戸** ※蓄電システムを導入する場合は「先進的再エネ熱等導入支援事業」との併願が可能

(2) 次世代ZEH+実証事業

次世代ZEH+(ZEH+に蓄電システム、燃料電池、V2H充電設備(充放電設備)、太陽熱利用温水システムを活用した需給一体型モデル)の実証を支援します。

- **補助対象** ・『ZEH+』、Nearly ZEH+(寒冷地、低日射地域、多雪地域に限る)
- **補助額** **105万円/戸**
 - ① 蓄電システム:2万円/kWh、補助対象経費の1/3又は20万円のいずれか低い額を加算
 - ② 燃料電池:定額2万円/台
 - ③ V2H充電設備(充放電設備):補助対象経費の1/2又は75万円のいずれか低い額を加算
 - ④ 太陽熱利用温水システム:液体式(パネル面積4㎡以上)17万円/戸、空気式(パネル面積12㎡以上)60万円/戸

事業の詳細は下記にてご確認ください。

環境共創イニシアチブ (1) ZEH 支援事業

TEL 03-5565-4030 **HP** https://sii.or.jp/moe_zeh03/support/

(2) 次世代ZEH+ 実証事業

TEL 03-5565-4081 **HP** https://sii.or.jp/meti_zeh03/zeh_plus/

【受付時間】 平日 10:00~17:00



既存住宅における断熱リフォーム支援事業

省エネ効果(15%以上)が見込まれる高性能建材(断熱材、ガラス、窓)を用いた住宅の断熱リフォームを支援する事業。対象となる改修工事に係る経費の一部について補助金が交付されます。

※要件を満たせば、高性能建材による断熱リフォームと併せて、家庭用蓄電システム、家庭用蓄熱設備、熱交換型換気設備、空調設備の導入も対象になります。

- **補助率・補助金の上限額**
 - ① 既存戸建住宅:補助対象経費の1/3以内。上限額は**120万円/戸**
 - ② 既存集合住宅:補助対象経費の1/3以内。上限額は**15万円/戸**

事業の詳細は下記にてご確認ください。

北海道環境財団補助事業部 **TEL** 011-206-1573

HP <http://www.heco-hojo.jp/yR03/danref/index.html>



■ 次世代省エネ建材の実証支援事業【次世代建材】

既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿建材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援する事業です。

補助率・補助金の上限額

(1) 外張り断熱

戸建住宅において、外張り断熱工法等で外壁等を改修し住宅全体の断熱性能を向上させる改修が対象です。

- 補助額 補助対象経費の1/2以内。上限額は**300万円/戸**

(2) 内張り断熱

戸建住宅または集合住宅において、断熱パネルや潜熱蓄熱建材を導入する改修が対象です*1。

*1 断熱パネルまたは潜熱蓄熱建材の改修にあわせて導入する場合、断熱材、防災ガラス窓、窓、玄関ドア、調湿建材を用いた改修も対象となります。

- 補助額 ①戸建住宅：補助対象経費の1/2以内。上限額は**200万円/戸***2
②集合住宅：補助対象経費の1/2以内。上限額は**125万円/戸***2

*2 補助金下限金額：1住戸あたり20万円以上であること

事業の詳細は下記にてご確認ください。

環境共創イニシアチブ **TEL 03-5565-3110** **HP** https://sii.or.jp/reti_material03

【受付時間】 平日 10:00～17:00



■ 介護保険法にもとづく住宅改修費の支給

介護保険においては、要支援及び要介護の認定を受けた方の一定の住宅改修（段差の解消や手すりの設置等）に対し、**20万円**まで（所得に応じて1割から3割自己負担）支給します。

詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

■ 地方公共団体における住宅リフォームに係わる支援制度検索

地方公共団体が実施する補助制度を、都道府県・市区町村や制度内容等で検索できます。一般社団法人住宅リフォーム推進協議会のホームページで確認できます。



「地方公共団体における住宅リフォームに係わる支援制度検索サイト」

HP <http://www.j-reform.com/reform-support>



補助制度と減税制度は両方使えるの？



夏冬も快適な室内にして、冷暖房費を節約するために省エネリフォームを計画中。補助制度と減税制度の両方を利用できると良いのですが…

補助制度と減税制度の併用は可能です。

- 例えば……補助制度を利用して省エネリフォームを行う際に、適用要件を満たしている場合、所得税の控除や固定資産税の減額措置を受けることができます。控除額は、控除対象金額から交付された補助金の額を引いて計算します。

Ⅲ. 融資制度

【フラット35】リノベ（中古住宅の購入とあわせて、一定の要件を満たすリフォーム工事を）実施することで住宅ローンの金利引下げ

【フラット35】リノベとは、中古住宅の購入とあわせて、一定の要件を満たすリフォーム工事を実施することで、金利を引き下げることのできるメニューです。「中古住宅を購入後に自らリフォーム工事を行う場合（リフォーム一体タイプ）」と「住宅事業者がリフォーム工事を行った中古住宅を購入する場合（買取再販タイプ）」があります。

◆制度イメージ



リフォーム工事内容

省エネルギー性リフォーム 高い水準の断熱性などを実現した住宅に。	耐震性リフォーム 強い揺れに対して倒壊、崩壊などしない程度の性能を確保した住宅に。	バリアフリー性リフォーム 高齢者の日常生活を行いやすくした住宅に。	耐久性・変換性リフォーム 長期優良住宅など、耐久性を有し、長期にわたる良好な状態で使用するための措置を講じた住宅に。
--	---	---	--

◆金利引下げ要件

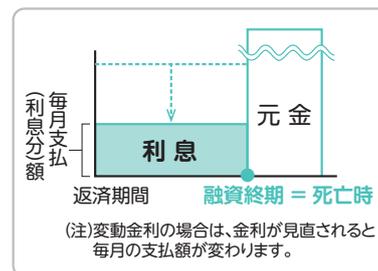
金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅	リフォーム工事費の要件	工事例
金利Aプラン	当初10年間	【フラット35】の借入金利から年▲0.5% ※2022年3月31日までの申込受付分に適用	300万円以上	認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅／耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3の住宅／高齢者等配慮対策等級4以上の住宅（共同住宅の専用部分は等級3でも可）／長期優良住宅など
金利Bプラン	当初5年間		200万円以上	断熱材の追加工事、断熱性の高い開口部への交換工事／壁・筋かい等の設置工事／手すりの設置工事、バリアフリートイレ等への交換工事／床材の交換、天井等の壁紙交換工事 など

- 上記のほか、インスペクションの実施、瑕疵保険の付保等、住宅履歴情報の保存、維持保全計画の作成のいずれかの維持保全に係る措置が必要です。詳しいご利用の条件や手続きの流れなどについては、フラット35サイト (www.flat35.com) をご覧ください。
- 金利引下げには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。

【リ・バース60】（住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する60歳以上のお客さま向けの住宅ローン）

【リ・バース60】は、毎月利息のみの支払で、元金は、お客さまが亡くなられたとき*に、相続人の方から一括して返済いただくか、担保物件（住宅および土地）の売却により返済いただきます。

※ 連帯債務で借入れをされた場合は、主債務者および連帯債務者が共に亡くなられたときとなります。



【リ・バース60】の商品概要

ご利用いただけるお客さまの年齢、資金の使いみち、ご融資の限度額、融資金利、金利タイプ、取扱可能エリア、金融機関における商品名称その他商品内容は、金融機関ごとに異なりますので、詳しくは取扱金融機関にお問合せください。

ご利用いただける方	借入申込日現在で満60歳以上のお客さまがご利用いただけます。
資金の使いみち	①住宅の建設・購入（子世帯が住宅を建設・購入する場合も対象となります。） ②住宅のリフォーム ③サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金 ④住宅ローンの借換え等
ご融資の限度額	次のうち最も低い額となります。 ①8,000万円 ②所要金額の100% ③担保評価額の50%または60% ③の場合は、担保評価額によっては、自己資金が必要になることがあります。

- お申込先は、【リ・バース60】取扱金融機関となります。
- 生活資金および投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。
- 【リ・バース60】のお借入れには、取扱金融機関および機構の審査があります。審査結果によっては、お客さまのご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

住宅金融支援機構 リフォーム融資（満60歳以上の方を対象としたリフォームローン）

借入申込日現在の年齢が満60歳以上の方が部分的バリアフリー工事、ヒートショック対策工事又は耐震改修工事を含むリフォーム工事を行う場合に、毎月利息のみの支払で、元金は申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から一括して返済いただくか、担保物件（住宅および土地）の売却により返済いただく融資です。

- 主な特徴**
- ・ 月々の支払は利息のみとなり、月々の返済の負担を低く抑えられます。
 - ・ 融資限度額は1,500万円です。
 - ・ 機構が承認している保証機関（令和3年4月現在、（一財）高齢者住宅財団です。）の保証が必要となります。

- 耐震改修工事を含むリフォーム工事を行う場合は、借入申込日現在の年齢にかかわらず、割賦返済（元利均等返済又は元金均等返済）によるリフォーム融資をお申込みいただけます。
- リフォーム融資のお申込みにあたっては上記以外にも条件があります。詳しくは、住宅金融支援機構お客さまコールセンターにお問い合わせください。

各支援制度等に関するお問い合わせ窓口一覧

この冊子に記載されている内容について詳しくお知りになりたい方は、それぞれの専用窓口まで直接お問い合わせください。

リフォームについて 詳しく 聞きたい・調べたい	<ul style="list-style-type: none"> ■ リフォームや住宅に関する相談について ■ トラブル等に関する弁護士及び建築士による専門家相談について ■ リフォーム見積チェックサービスについて 	→ 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター  TEL:0570-016-100 (ナビダイヤル) 受付時間:10:00~17:00 (土・日・祝休日、年末年始を除く) ナビダイヤル以外に TEL:03-3556-5147 もご利用いただけます。 https://www.chord.or.jp	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ お住まいの都道府県・市区町村のリフォーム相談窓口 	→ 《窓口リスト》 https://www.refonet.jp/trsm	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ トラブル等に関する相談について 	→ 全国の消費生活センター 《窓口リスト》 http://www.kokusen.go.jp/map	

リフォーム ^{かし} 瑕疵保険	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険の内容について 	→ 一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会 https://www.kashihoken.or.jp	
--------------------------	---	--	---

リフォーム事業者 について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅リフォーム事業者団体登録制度について 	→ 国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000090.html	
------------------	--	--	---

減税制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 所得税、贈与税について 	→ お住まいの地域を管轄する税務署へ	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 固定資産税について 	→ 物件所在の都道府県・市区町村へ	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 登録免許税について 	→ 物件の所在地を所管する法務局へ	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不動産取得税について 	→ 物件所在の都道府県へ	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ リフォーム減税の概要や証明書等について 	→ 国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html → 一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会ホームページ https://www.j-reform.com/zeisei	 

融資制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【フラット35】リノベ (中古住宅の購入とあわせて一定の要件を満たすリフォーム工事を実施することで住宅ローンの金利引下げ) 	→ 独立行政法人 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター TEL:0120-0860-35 受付時間:9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く) 国際電話等をご利用の方 TEL:048-615-0420	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅金融支援機構リフォーム融資 (満60歳以上の方を対象としたリフォームローン) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【フラット35】リノベ https://www.flat35.com ■ 住宅金融支援機構リフォーム融資 https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_reformbf_revmo/index.html 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ リ・バース60 (住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する満60歳以上の方向けの住宅ローン) 	→ 独立行政法人 住宅金融支援機構 【リ・バース60】ダイヤル TEL:0120-9572-60 受付時間:9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始を除く) https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/yushihoken_revmo/index.html	

リバース60

補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助の対象となる内容について 	→ 市区町村、各種団体等問い合わせ先へ	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ お住まいの都道府県・市区町村のリフォームに係わる支援制度検索について 	→ 一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会ホームページ https://www.j-reform.com/reform-support	

この冊子に関するお問い合わせは、 右記協議会までお願いします。 この冊子を希望される方は右記協議会 ホームページからお申込みください。	発行：一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会 TEL.03-3556-5430 https://www.j-reform.com 国土交通省住宅局 TEL.03-5253-8111 (代表) https://www.mlit.go.jp	
--	--	---